

令和5年9月17日執行

## 浅川町議会議員一般選挙

# 選挙の手引

選挙は、民主政治の基盤であります。民主政治の健全な発展のためには、選挙が明るく正しく行わなければなりません。

この手引は、立候補をされる方をはじめ選挙運動に携わる方々が適正に選挙事務を執行し、また、選挙法規に違反しない選挙運動を行っていただくための資料として作成したものです。

真に明るい選挙が行われることを願ってやみません。

浅川町選挙管理委員会

# はじめに

この冊子は浅川町議会議員一般選挙における候補者及びその運動員の選挙運動の手引として編集したものです。

その内容については、必要と思われる事項を最小限度にとどめて記載してありますので、ここに記載されている事項又はそれ以外の事項については、公職選挙法をはじめ関係法令を確認してください。また、不明な点については浅川町選挙管理委員会にお問い合わせください。

なお、記載中の用語は、次の略語とします。

法	.....	公職選挙法
令	.....	公職選挙法施行令
規則	.....	公職選挙法施行規則
県規程	.....	福島県公職選挙等執行規程
規程	.....	浅川町公職選挙等執行規程
郵便規則	.....	公職選挙郵便規則
国公法	.....	国家公務員法
地公法	.....	地方公務員法
規正法	.....	政治資金規正法
県委員会	.....	福島県選挙管理委員会
委員会	.....	浅川町選挙管理委員会
ポスター設置条例	.....	浅川町ポスター掲示場の設置に関する条例
自動車公営条例	.....	浅川町議会議員及び浅川町長の選挙における選挙運動用自動車の公費負担に関する条例
ポスター公営条例	.....	浅川町議会議員及び浅川町長の選挙におけるポスター作成の公費負担に関する条例
ビラ公営条例	.....	浅川町議会議員及び浅川町長の選挙におけるビラ作成の公費負担に関する条例
公営規程	.....	浅川町議会議員及び浅川町長の選挙における浅川町議会議員及び浅川町長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスター作成の公費負担に関する規程

# 目 次

## 第1 総括

1	選挙の日程	1
2	選挙に関する届出等の時間	2
3	選挙長、委員会に対する各種届出を行う場所等	2

## 第2 立候補の手續等

1	候補者の資格	3
(1)	被選挙権があること	3
(2)	重複立候補の禁止	3
(3)	選挙事務関係者、公務員の立候補制限	3
2	立候補届出の手續	5
(1)	届出の方法	5
(2)	届出の期日、届出先	5
(3)	届出に必要な書類	5
3	立候補受付の方法	6
(1)	受付日及び時間	6
(2)	受付の方法	6
(3)	受付の場所	7
4	立候補届出の受理後に交付される物品等	7
5	立候補の辞退	7
6	立候補に伴うその他の届出等	7
(1)	出納責任者の選任（異動）届	7
(2)	選挙事務所の設置（異動）届	7
(3)	報酬を支給する者の届	8
(4)	選挙立会人の選任届	8
(5)	候補者略歴調書	8
(6)	選挙運動に関する収支報告書	8
(7)	選挙運動用ビラ届出書	8
7	立候補届出書の事前審査	8
8	当選人となるための法定得票数	9
9	供託物の没収	9

## 第3 選挙運動等

1	選挙運動のできる期間	10
(1)	選挙運動の始期	10
(2)	選挙運動の終期	10
(3)	選挙期日後のあいさつ行為の制限	10

2	選挙運動を制限、禁止される人	11
	(1) 選挙事務関係者の選挙運動の禁止	11
	(2) 特定公務員の選挙運動の禁止	11
	(3) 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止	11
	(4) 教育者の地位利用による選挙運動の禁止	12
	(5) 年齢満18歳未満の者の選挙運動の禁止	13
	(6) 選挙権、被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止	13
	(7) 国家公務員の選挙運動の制限	13
	(8) 地方公務員の選挙運動の制限	13
	(9) その他	13
3	選挙事務所	13
	(1) 設置、異動の手続	13
	(2) 選挙当日の選挙事務所の制限	14
	(3) 選挙事務所に掲示できる文書図画	14
	(4) 休憩所等の禁止	14
4	文書図画による選挙運動	14
	(1) 文書図画の頒布	14
	ア 選挙運動用通常葉書	14
	イ 選挙運動用ビラ	15
	ウ ビラ作成の公営	16
	エ ウェブサイト等を利用する方法	17
	オ 電子メールを利用する方法	18
	カ 選挙運動用文書図画の回覧の禁止	19
	(2) 文書図画の掲示	19
	ア アドバルーン、ネオンサイン等の禁止	19
	イ 選挙運動用ポスター	19
	ウ ポスター作成の公営	20
	(3) 脱法文書の禁止	21
	(4) 文書図画の撤去義務	21
	(5) 政治活動用ポスターの掲示の規制	21
5	新聞広告	21
6	言論による選挙運動	22
	(1) 連呼行為	22
	(2) 街頭演説	23
	(3) 個人演説会	23
	ア 公営施設使用の個人演説会	23
	イ 公営施設以外の施設使用の個人演説会	23
	ウ 個人演説会の制限（ア、イの共通事項）	23

	エ 公営施設使用個人演説会の開催手続	24
(4)	演説会等の時間的、場所的制限	25
(5)	選挙運動放送の制限	25
7	戸別訪問	26
(1)	戸別訪問の禁止	26
(2)	戸別訪問類似行為の禁止	26
8	署名運動の禁止	26
9	人気投票の公表の禁止	26
10	飲食物の提供の禁止	26
11	氣勢を張る行為の禁止	27
12	自動車（船舶）及び拡声機の使用	27
(1)	選挙運動用自動車の使用	27
	ア 数の制限	27
	イ 使用手続	27
	ウ 使用できる自動車の種類及び使用方法の制限	27
	エ 乗車人員の制限	28
	オ 車上の選挙運動の禁止	28
	カ 自動車に掲示できる文書図画	28
	キ 選挙運動費用との関係	28
	ク 道路交通法の規制	28
	ケ 自動車使用の公営	28
(2)	拡声機の使用	30
	ア 使用できる数	30
	イ 使用方法	30
13	ポスター掲示場	30
14	あいさつ状の禁止	31
15	あいさつを目的とする有料広告の禁止	31
<b>第4</b>	<b>選挙運動費用、寄附の禁止</b>	
1	収入・寄附・支出の定義	32
(1)	収入	32
(2)	寄附	32
(3)	支出	32
(4)	花輪、供花、香典、祝儀等	32
2	出納責任者	32
(1)	出納責任者の選任等	32
	ア 選任の手続等	32
	イ 支出金額の最高額の決定	33

(2)	出納責任者の職務	33
ア	支出権限	33
イ	立候補準備のために要した支出の精算	33
ウ	会計帳簿の備付及び記載	33
エ	寄附に関する明細書の受理	33
オ	領収書等の徴収及び送付	33
カ	選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出	34
キ	帳簿及び書類の保存	34
3	選挙運動に関する支出金額の制限等	34
(1)	法定選挙運動費用	34
(2)	法定選挙運動費用から除外されるもの	34
(3)	選挙運動員、労務者に対する実費弁償・報酬の支給	35
ア	選挙運動に従事する者に対する実費弁償	35
イ	事務員、車上運動員、手話通訳者に対する報酬	35
ウ	選挙運動のために使用する労務者に対する実費弁償	36
エ	選挙運動のために使用する労務者に対する報酬	36
4	寄附の禁止	36
(1)	特定の寄附の禁止	36
(2)	候補者等の寄附の禁止	37
(3)	候補者等の関係会社等の寄附の禁止	38
(4)	候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止	38
(5)	後援団体に関する寄附等の禁止	38
(6)	匿名の寄附等の禁止	38
(7)	特定人に対する寄附の勧誘要求等の禁止	38
(8)	寄附のあっせんに関する制限	39
(9)	会社等の寄附の制限	39
(10)	政治家の政治活動に関する寄附の制限	39
(11)	寄附の量的制限	39
ア	個人の寄附	39
イ	企業、労働組合等の団体の寄附	39
ウ	政党その他の政治団体の寄附	39
5	会計帳簿、収支報告書の記載方法	39
(1)	会計帳簿の記載方法	39
ア	収入簿	39
イ	支出簿	40
(2)	収支報告書の記載方法	40
ア	収入の部	40
イ	支出の部	40

# 第 1 総括

## 1 選挙の日程

月 日	選挙期日算 起	事 項	事務担当 区 分
9月12日(火)	5	選挙期日の告示	委員会
		選挙運動に関する支出金額の制限額の告示	〃
		立候補届出の受付（午前8時30分～午後5時）	選挙長
		選挙事務所設置届及び異動届の受付開始	委員会
		出納責任者選任届及び異動届の受付開始	〃
		報酬を支給する者の届出の受付開始	〃
		選挙立会人届出の受付開始	選挙長
		公営施設使用の個人演説会開催申出の受付開始	委員会
		投票記載所の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの執行（午後6時）	〃
		選挙運動用ビラ届出の受付開始	〃
		選挙運動用自動車の使用等の契約届出の受付開始	〃
		自動車燃料代確認申請の受付開始	〃
		ポスター作成契約届出の受付開始	〃
		ポスター作成枚数確認申請の受付開始	〃
選挙運動用ビラ作成契約届出の受付開始	〃		
選挙運動用ビラ作成枚数確認申請の受付開始	〃		
9月13日(水)	4	（補充立候補届出の受付開始） （選挙期日が延期される場合を除く）	
9月14日(木)	3	公営施設使用の個人演説会開催の開始 公営施設使用の個人演説会開催申出の受付最終日 選挙立会人届出の受付締切日 選挙立会人を定めるくじの執行（午後6時）	委員会 〃 選挙長 〃
9月15日(金)	2	（補充立候補受付締め切り日）	
9月17日(日)	0	投票日	
9月17日(日)	0	選挙会	選挙長
9月17日(日)	0	当選の告知及び当選人の告示	委員会
9月18日(月)	(1)	当選証書の付与	〃
10月2日(月)	(15)	選挙運動費用収支報告書（第1回分）の提出最終日	〃

（主な事項のみを掲げてあります）

## 2 選挙に関する届出等の時間

委員会及び選挙長に対して届出、請求、申出等を行う場合には、すべて午前8時30分から午後5時までの間に行わなければなりません。

また、これらの届出等の効力は到着により生じますので、諸届出等は締切日（期限）よりなるべく早めに提出してください。

なお、選挙の期間中、委員会は、日曜・休日も執務を行っています。

## 3 選挙長、委員会に対する各種届出を行う場所等

### (1) 届出先の所在地、名称

所 在 地

浅川町大字浅川字背戸谷地112番地の15

名 称

浅川町役場

ただし、立候補届出を受理する場所は

浅川町大字浅川字背戸谷地112番地の15 浅川町役場 2階大会議室

### (2) 選挙長の氏名

浅川町議会議員一般選挙選挙長 矢吹 安廣

### (3) 選挙管理委員会委員長の氏名

浅川町選挙管理委員会委員長 矢吹 安廣



## 第2 立候補の手続等

### 1 候補者の資格

#### (1) 被選挙権があること

候補者となるためには、被選挙権を有することが必要です。

※ 被選挙権の要件

ア 日本国民であること。

イ 年齢満25年以上であること。

ウ 浅川町議会議員の選挙権を有すること。

エ 次の各号事項に該当しないこと。

(ア) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者

(イ) 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者

(刑の執行猶予中の者を除く。)

(ウ) 公職にある間に犯した収賄罪又は公職者あっせん利得罪により刑に処せられ、

実刑期間経過後10年間を経過しない者又は刑の執行猶予中の者

(エ) 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁

錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

(オ) 法に定める選挙に関する犯罪により選挙権及び被選挙権の停止中の者

(カ) 規正法に定める犯罪により、選挙権及び被選挙権の停止中の者

#### (2) 重複立候補の禁止

一の選挙において候補者となった者は、地域と選挙の種類を問わず、同時に他の選挙の候補者となることはできません。

#### (3) 選挙事務関係者、公務員の立候補制限

ア 投票管理者及び選挙長は在職中、その関係区域内で候補者となることはできません。

イ 国又は地方公共団体の公務員等は、一部の例外を除き、現職のまま立候補することは

できません。立候補することができない公務員が立候補したときは、立候補の日をもつ

て公務員の職を辞したものとみなされます。

法86の8

法10

法11

法11の2

法252

規正法28

法87

法88

法89

法90

(参考) 立候補制限・兼職禁止関係一覧表

選挙される公職の種 立候補しようとする者の身分	市町村議会議員		市町村長		備 考
	立候補	兼職	立候補	兼職	
衆議院議員	×	×	×	×	
参議院議員	×	×	×	×	
県教育委員会委員	×	×	×	×	
県議会議員	×	×	×	×	
市町村議会議員	×	—	×	×	市町村議会議員選挙に立候補する場合は法89②に注意
市町村教育委員会委員	×	×	×	×	
海区漁業調整委員会委員	○	○	○	○	
市町村農業委員会委員	○	○	○	○	
選挙管理委員会委員	×	×	×	×	
公平委員会委員	×	×	×	×	
監査委員	×	×	×	×	
固定資産評価審査委員会委員	×	×	×	×	
固定資産評価員	×	×	×	○	
民生委員	○	○	○	○	
普通地方公共団体の長 その他一般職の職員	×	×	×	×	市町村長選挙立候補については、市町村長は法89②に、一般職の職員は令90①②④に注意
財産区議会議員	×	×	×	×	
一部事務組合議員	○	○	○	○	
教育公務員	×	×	×	×	
県市町村立学校の講師 (非常勤で嘱託の者)	○	○	○	○	
公民館長(非常勤で嘱託の者)	○	○	○	○	
行政区長(臨時又は非常勤の嘱託員)	○	○	○	○	
消防団員(非常勤)	○	○	○	○	
国民健康保険運営協議会委員	○	○	○	○	
土地改良区総代	○	○	○	○	

(注) ○印は可能、×印は兼職禁止されているもの。

## 2 立候補届出の手續

### (1) 届出の方法

- ア 立候補の届出は、候補者となろうとする本人による届出のほか、選挙人名簿に登録されている者（当該選挙区域内に限る。）が候補者となろうとする本人の承諾を得て届ける推薦届出の方法があります。
- イ 届出をする場合には、いかなる事情があっても、郵便によることなく直接文書でもって選挙長に行わなければなりません。
- ウ 届出書類を提出するだけであるならば、必ずしも本人又は推薦届出人でなくてもよく代理人でも差し支えありません。

法86の4 ①・②

### (2) 届出の期日、届出先

- ア 届出の期日 令和5年9月12日 午前8時30分から午後5時までです。  
※ 立候補を辞退する場合も上記の時間内に限ります。
- イ 届出の場所 郵便によることなく文書で、届出を行う場所（浅川町役場2階大会議室）で選挙長に届出なければなりません。
- ウ 補充立候補の場合  
候補者がある届出締切の時点（午後5時現在）に選挙すべき定数を超過していた場合で、その後（午後5時経過後）になってその候補者が死亡又は辞退したものとみなされたときは、令和5年9月15日までに補充立候補をすることができます。  
※ 補充立候補者が候補者を辞退する場合も上記の期間内に限ります。

法270

法86の4

### (3) 届出に必要な書類

本人届出による場合と推薦届出による場合とでは、必要とする書類が異なります。なお、これらの用紙（アー2・ウ・エを除く。）は、事前に交付します。

法86の4

令89

#### ア 候補者届出書（本人届出）又は候補者届出書（推薦届出）

届出書を記載する場合には、次に留意してください。

##### （ア）候補者の氏名

候補者の氏名は、原則として戸籍簿に記載された氏名を記入してください。

（通称認定の申請をする場合でも、同様です。）

ただし、戸籍簿の氏名の漢字のうち「常用漢字表」（括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものを用いる）又は「人名用漢字別表」に掲げられている文字に対応するもので、その文字を用いて氏名を記載する場合には、通称認定の申請は必要はありません。

##### （イ）生年月日、本籍、住所

a 被選挙権の有無を判断するうえにおいて特に必要ですので、正確に記載してください。

b 「生年月日」欄のかつこ書は、選挙期日現在の満年齢を記入してください。

##### （ウ）党派

a 候補者の所属する政党その他の政治団体の名称を記載してください。この場合には、届出書に添付する所属党派証明書に記載された名称を記入することとなります。

b 所属党派名が20字を超える場合にあつては、20字以内の略称をあわせて記載してください。

c いかなる政党等にも所属していないときは、「無所属」と記載してください。また、政党等に所属していても所属党派証明書を添付しない場合には、無所属と記載しなければなりません。

##### （エ）職業

<ul style="list-style-type: none"> <li>a 職業はなるべく詳細に記載してください。</li> <li>b 兼職を禁止されている職にある場合にはその職名、地方自治法の兼業禁止の関係にある場合にはその旨を記載してください。</li> </ul> <p>(オ) ウェブサイト等のアドレス</p> <p style="padding-left: 2em;">選挙運動のために使用するウェブサイト等のアドレスを1つ記載することができます。</p> <p style="padding-left: 2em;">※ 印鑑は、届出の際に必ず持参してください。</p> <p>アー 2 供託証明書</p> <p>(ア) 供託物として現金15万円又は額面15万円の国債証券を供託しなければなりません。</p> <p>(イ) 供託者の名義は、本人届出の場合には候補者となろうとする者、推薦届出の場合には推薦届出人であることが必要です。</p> <p>(ウ) 供託証明書には、候補者の戸籍簿の氏名が記載されていなければなりません。</p> <p>(エ) 推薦届出の場合は、供託証明書の「供託の原因たる事実」欄に推薦する候補者の戸籍簿上の氏名を記載してください。</p> <p>(オ) 供託証明書は、供託した法務局で交付します。</p> <p>イ 宣誓書</p> <p style="padding-left: 2em;">被選挙権のない者の立候補の禁止及び重複立候補の禁止の規定による候補者となることのできない者でない旨の宣誓書です。</p> <p>ウ 所属党派証明書</p> <p style="padding-left: 2em;">届出書に、所属する政党・政治団体名を記載する場合には、証明書を発行し得る権限を有する者が発行した所定の証明書を添付することが必要です。なお、各政党については、それぞれの政党等により発行権者が定められています。</p> <p>エ 候補者の戸籍謄本又は抄本</p> <p>オ 通称認定申請書</p> <p>(ア) 届出書に記載する候補者の氏名は、本名（戸籍簿の氏名）によらなければなりません。本名に代えて、次のものに通称を使用することを求める場合は、立候補の届出と同時に通称認定申請をし、選挙長の認定を受けなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 立候補届出等の告示</li> <li>b 新聞広告</li> <li>c 投票記載所の氏名等の掲示</li> </ul> <p>(イ) 申請をする場合には、選挙長に対し、その通称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明するとともに、そのことを証明するに足る資料（手紙、葉書等の信書、名刺、著書等）を提示しなければなりません。</p> <p>(ウ) 本名の漢字に代えてかな書きにより、上記(ア)のものを使用することを求める場合にも、通称認定の申請をしなければなりません。上記(イ)の資料の提示の必要はありません。</p> <p>カ 推薦届出の場合に必要な書類</p> <p>(ア) 候補者推薦届出承諾書</p> <p>(イ) 推薦届出者の選挙人名簿登録証明書</p>	<p>法92</p> <p>令89②</p> <p>法86の4④</p> <p>法86の4④</p> <p>令89②</p> <p>令89⑤</p> <p>令89②</p>
---	--

### 3 立候補受付の方法

(1) 受付日及び時間

9月12日 午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付の方法

ア 受付日の午前8時30分までに受付場所に到着した届出者については、次の方法(くじ)により決定された順位に従い、立候補の受け付けをします。

(ア) 立候補届出の受付順位を定めるくじを引く順序を定めるくじ(予備くじ)

このくじを引く順序は、受付場所への到着順によります。

(イ) 立候補届出の受付順位を定めるくじ(本くじ)

このくじを引く順序は、(ア)により決定された順序によります。

イ 午前8時30分後に受付場所に到着した届出者については、アによる受付後に、その到着順により受け付けをします。

### (3) 受付の場所

浅川町役場2階大会議室

## 4 立候補届出の受理後に交付される物品等

① 選挙運動用自動車・船舶表示板	1枚	法141⑤
② 選挙運動用拡声機表示板	1枚	
③ 街頭演説用標旗	1枚	法164の5②
④ 乗車・乗船用腕章	4枚	法141の2②
⑤ 街頭演説用腕章	11枚	法164の7
⑥ 候補者用通常葉書使用証明書	1枚	法142①、郵便規則2、8
⑦ 選挙運動用通常葉書差出票	8枚	法149④、規則20
⑧ 新聞広告掲載証明書	2枚	
⑨ 選挙運動用ビラ証紙交付票	1枚	法142⑦

これらの交付物品等の取扱いについては、次に留意してください。

- (1) 交付物品等は、原則として再交付しませんので、取扱いに十分注意してください。
- (2) ①から⑤までの交付物品は、選挙が終了したときにすみやかに返還してください。
- (3) ⑥から⑨までの証明書等で未使用のものは、(2)と同様に返還してください。

## 5 立候補の辞退

立候補の辞退は、9月12日 午前8時30分から午後5時までに文書で選挙長に届け出なければなりません。

なお、補充立候補者が辞退する場合は、補充立候補届出の受付期間中に行わなければなりません。

## 6 立候補に伴うその他の届出等

立候補の届出に伴い、文書により、次の届出等が必要となります。なお、これらの用紙は事前に交付します。

### (1) 出納責任者の選任(異動)届

ア 出納責任者を選任(候補者自らが出納責任者となる場合を含む。)したとき又は出納責任者に異動があったときは、直ちに委員会に届出なければなりません。

イ 推薦届出者が出納責任者を選任又は解任した場合は、選任又は解任についての候補者の承諾書を届出書に添付しなければなりません。この場合において、推薦届出者が2人以上あるときは、その代表者たることを証する書面も、あわせて添付しなければなりません。

ウ 出納責任者の職務等については33頁2(2)「出納責任者の職務」を参照してください。

### (2) 選挙事務所の設置(異動)届

選挙事務所を設置又は異動したときは、13頁3「選挙事務所」(1)「設置、異動の手続」により、直ちに委員会に届け出なければなりません。

**(3) 報酬を支給する者の届**

ア 選挙運動に従事する者(35頁イ「事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆者に対する報酬」参照)に対して報酬を支給する場合は、その旨を委員会に届け出なければなりません。

イ この届出を郵便により引受時刻証明の取扱いとする場合は、それを日本郵便株式会社に託したときに届出があったものとみなされます。

**(4) 選挙立会人の選任届**

ア 候補者は、選挙立会人1名を9月14日午後5時までに選挙長に届け出ることができ  
ます。なお、次のことに留意してください。

(ア) 立会人の資格は、浅川町選挙区内の選挙人名簿に登録された者であることが必要  
です。

(イ) 候補者は立会人となることはできません。

(ウ) 届出は、必ず立会人となるべき者本人の承諾書を添えて、候補者(推薦届出の  
場合でも)が行わなければなりません。

(エ) 本件選挙は開票事務と選挙会事務とをあわせて行うため、選挙立会人が開票立  
会人の職務を行うこととなります。

イ 選挙立会人の届出は10人を超える場合にはくじにより10人以下に、また同一政党  
等に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、くじにより2人以下に制限  
されます。なお、このくじは、9月14日午後6時に行います。

**(5) 候補者略歴調書**

立候補届出後、直ちに委員会に提出してください。

**(6) 選挙運動に関する収支報告書**

ア 出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出  
に関する事項を記載した報告書1部を次の区分により委員会に提出しなければなりません。  
この場合には、領収書等の写しを添付する必要があります。

(ア) 選挙期日の告示日前から選挙の期日経過後までの間になされた寄附・収入・支  
出をあわせて精算して、選挙の期日から15日以内(10月2日まで)に提出し  
てください。

(イ) (ア)の精算報告後になされた寄附・収入・支出については、その寄附・収入・  
支出がなされた日から7日以内に提出してください。

イ 報告書の記載要領は、39頁5「会計帳簿、収支報告書の記載方法」を参照してくだ  
さい。

**(7) 選挙運動用ビラ届出書**

ア 選挙運動用ビラについては、委員会に届け出て、委員会から交付を受けた証紙を貼ら  
なければ頒布できないので、異なる種類ごとにビラの見本1枚を添えて届出書を提出し  
てください。

イ 選挙運動用ビラについては15頁イ「選挙運動用ビラ」を参照してください。

法197の2  
令129

法76・62

法79

法189

法142

## 7 立候補届出書の事前審査

ア 立候補届出に必要な書類について、次により事前審査を行いますので、書類を作成の  
うえ、必ず受けてください。なお、その際事前に時間の連絡をお願いします。

期 日 9月4日(月)～9月5日(火)

場 所 浅川町役場 2階 大会議室

イ 事前審査の際には、7頁6「立候補に伴うその他の届出等」の書類についても、審査を受けてください。

ウ 候補者の印鑑を必ず持参してください。

## 8 当選人となるための法定得票数

得票数は次の数以上でなければ、当選人となるできません。

議員定数をもって有効投票の総数を除して得た数の4分の1

法95

## 9 供託物の没収

次の場合は、供託物が没収され、町に帰属することになります。

(1) 得票数が次の数に達しないとき

議員定数をもって有効投票の総数を除して得た数の10分の1

(2) 立候補を辞退したとき

(3) 公務員となったため立候補の辞退とみなされたとき

(4) 立候補届出を却下されたとき

法93



## 第3 選挙運動等

### 1 選挙運動のできる期間

選挙運動は、立候補の届出をした日から原則として選挙の期日の前日までの間に限り行うことができます。

#### (1) 選挙運動の始期

選挙運動は、立候補の届出をした日から行うことができます。

- ア 立候補届出の当日であっても、現実に届出手続きを終え有効に受理されて候補者となった後でなければ、選挙運動をすることはできません。
- イ 立候補届出前の選挙運動（事前運動）は、一切禁止されていますので、例えば、個々面接や電話による選挙運動のように、選挙運動期間中は制限のない行為も、届出前に行うことはできません。

#### (2) 選挙運動の終期

選挙運動は、選挙の期日の前日まで行うことができます。

- ア 繰上投票が行われる地域では、その繰上投票日の前日までしか選挙運動を行うことができません。
- イ 街頭演説、選挙運動用自動車上の連呼行為のように時間的な制限（午前8時から午後8時まで）があるものは、その時間内に限り行うことができますが、それ以外の選挙運動は午後12時まで行うことができます。
- ウ 選挙当日は、原則として一切の選挙運動が禁止されますが、次の場合は、例外的に行うことができます。

（ア）投票所を設けた場所の入口から300メートル以外の区域に選挙事務所を設置し又は設置しておくこと。

なお、距離については、投票所を設けた場所の入り口から直線距離です。

（イ）当日設置が認められる選挙事務所において、その表示をするために、その場所において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示し、又は掲示しておくこと。

（ウ）選挙運動の期間中に適法に掲示された選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておくこと。ただし、選挙当日、これらのポスターを新たに掲示したり、張り替えたり又は移動したりすることはできません。

（エ）ウェブサイト等に掲載した選挙運動用文書図画をそのままにしておくこと。ただし、選挙当日の更新はできません。

#### (3) 選挙期日後のあいさつ行為の制限

何人も、選挙の期日後に、当選又は落選に関し選挙人にあいさつする目的で行う次の行為は禁止されます。

- ア 選挙人に対して戸別訪問をすること。
- イ 文書図画を頒布し又は掲示すること。ただし、自筆の信書や選挙人からの当選・落選に関する祝辞・見舞等の答札のための信書（この場合は、信書である限り自筆でなく印刷したものでもよい。）、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画は差し支えありません。選挙期日後、自身のホームページ等において当選又は落選に関する挨拶を記載することや、電子メールを利用して当選又は落選に関する挨拶をすることも可能です。
- ウ 新聞等又は雑誌を利用（新聞広告など）すること。

法129

法129

法164の6

法140の2

法132

法143⑤

法143⑥

法142の3②

法178



- エ 放送設備を利用して放送すること。
- オ 当選祝賀会その他の集会を開催すること。
- カ 氣勢を張る行為（自動車を連ねたり、隊伍を組んで往来するなど）をすること。
- キ 当選に関する答礼のため、当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

## 2 選挙運動を制限、禁止される人

法135

### (1) 選挙事務関係者の選挙運動の禁止

- ア 投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中、その関係区域内で選挙運動をすることができません。
  - (ア) 選挙事務関係者のうち、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人は、いずれも選挙運動を禁止されません。
  - (イ) 関係区域とは、当該投票区、開票区等又は選挙会の区域に限るものではなく、選挙事務関係者が影響を及ぼしうる区域をいいます。
- イ 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。
  - (ア) 不在者投票管理者が公の不在者投票施設の長（例えば、刑事施設の長、国公立の病院長、公営の老人ホームの施設長など）の場合は、(3) (7) (8)に説明するように、選挙運動は禁止、制限されます。
  - (イ) 不在者投票管理者は(ア)以外の民間の不在者投票施設の長（例えば、私立の病院長など）の場合は、上記の地位利用による選挙運動をすることができないこととされています。

### (2) 特定公務員の選挙運動の禁止

法136

次に掲げる特定の公務員は、在職中、職務の区域と関係なく、いっさいの選挙運動をすることができません。

ア 中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員

- (ア) 委員には、補充員を含みませんが、委員の職務を行うときは含まれます。
- (イ) 職員には、嘱託、雇用人等を含みます。
- (ウ) 選挙公報の配布等単なる労務にのみ使用される者は、含まれません。

イ 裁判官（裁判所法第5条）

ウ 検察官（検察庁法第3条）

エ 会計検査官（会計検査院法第2条・第4条）

オ 公安委員会の委員（警察法第4条・第38条・第46条）

カ 警察官（警察法第34条・第55条・第62条）

キ 収税官吏及び徴税の吏員

- (ア) 収税官吏とは、国税の賦課徴収を任とする官吏であって、国税庁・国税局・税務署・税関の職員である官吏をいいますが、その具体的な範囲については実態により判断されます。
- (イ) 徴税の吏員とは、知事又は市町村長の委任を受けて徴税事務に従事する都道府県は市町村の職員をいいます。
- (ウ) 徴税の吏員には、知事、市町村長は含まれませんが、副知事、副市町村長は、具体的な委任の有無により決定されます。

### (3) 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止

法136の2

公務員等は、その地位を利用して、選挙運動をすることができません。

ア 公務員等とは、その範囲は非常に広く、次の者をいいます。

(ア) 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員・職員国家公務員法及び地方公務員法にいう公務員であり、一般職たると特別職たるとを問いません。

(イ) 沖縄振興開発金融公庫の役員・職員

イ 「地位を利用して」とは、公務員等としての地位にあるがため、特に選挙運動を効果的に行いようとするような影響力や便益を利用するという意味であり、職務上の地位と選挙運動等の行為が結びついている場合をいいます。例えば、次のような場合が該当するものと一般的に認められます。

(ア) 補助金・交付金等の交付、融資のあっせん、物資の払下げ、契約の締結、事業の実施・許可・認可・検査・監査等の職務権限をもっている公務員等が、地方公共団体、外郭団体、請負業者、関係団体、関係者等に対し、その権限に基づく影響力を利用すること。

(イ) 公務員等が、部下又は職務上の関係のある公務員等に対し、職務上の指揮命令権、人事権、予算権等に基づく影響力を利用すること。

(ウ) 官公庁の窓口で住民に接する職員や各種調査等のため各戸を訪れる職員が、これらの機会を利用して職務に関連して住民に働きかけること。

ウ 公務員等が、候補者等（公職にある者及び候補者になろうとする者を含む。）を推薦、支持、反対する目的とする次のような行為や、候補者等である公務員等が、候補者として推薦、支持される目的とする次のような行為は、公務員等の地位利用による選挙運動とみなされて禁止されます。

(ア) 推薦行為

その地位を利用して、候補者の推薦に関与したり、関与することを援助し、又は他人にこれらの行為をさせること。

(イ) 選挙運動の準備行為

その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与したり、その企画の実施を指示、指導し、又は他人にこれらの行為をさせること。

(ウ) 後援団体の結成行為等

その地位を利用して、後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、その後援団体に加入することを勧誘したり、これらの行為を援助し、又は他人にこれらの行為をさせること。

(エ) 文書図画を利用する行為

その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示、頒布したり、これらの行為を援助し、又は他人にこれらの行為をさせること。

(オ) 利益供与行為

候補者等を推薦、支持、反対することを申し出たり、又は約束した者に対し、その代償として、職務の執行に当たり、それらの者に係る利益を与えたり、与えることを約束すること。

#### (4) 教育者の地位利用による選挙運動の禁止

教育者は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができません。

ア 教育者とは、学校教育法に規定する学校の長及び教員をいい、具体的には、次のとおりです。

(ア) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の校長・教諭・

助教諭・養護教諭

(イ) 大学、高等専門学校の学（校）長・教授・准教授・助教授・助手・講師

(ウ) 幼稚園の園長・教諭

なお、学校は、国立、公立、私立の別を問いませんが、いわゆる専修学校、各種学校等は含まれません。

イ 「教育上の地位を利用して」とは、教育者たる地位に伴う影響力を利用して選挙運動を行うことを意味し、例えば、教育者である地位を利用して、児童等にポスター貼りをさせたり、特定候補者に投票するよう児童等を通じてその父兄に依頼することはもちろん、父兄会の席上において演説や挨拶をして投票を依頼したり、その身分を知っている父兄に対し個々に面接し投票を依頼したりする場合も該当します。

#### (5) 年齢満18歳未満の者の選挙運動の禁止

年齢満18歳未満の者は、選挙運動をすることができません。また、何人も年齢満18歳未満の者を使用して選挙運動をすることはできません。ただし、文書の発送や接受、湯茶の接待などの機械的な労務に使用することは差し支えありません。

#### (6) 選挙権、被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止

選挙犯罪又は、政治資金規正法違反により刑に処されたため選挙権及び被選挙権を停止されている者は、その停止期間中は、選挙運動をすることができません。

#### (7) 国家公務員の選挙運動の制限

一般職の国家公務員は、国家公務員法の規定により、政治的行為（選挙運動も含む。）をすることができません。（人事院規則14の7）

#### (8) 地方公務員の選挙運動の制限

一般職の地方公務員は、地方公務員法の規定により、その職員の属する地方公共団体の区域内で選挙運動をすることができません。

なお、公立学校の教育公務員の政治的行為については、国立学校の教育公務員の例によるので、区域のいかんを問わず、選挙運動をすることができません。

#### (9) その他

ア 人事委員会の委員及び公平委員会の委員は、地方公務員法第9条の2第12項の規定により、選挙運動の制限があります。

イ 教育委員会の委員長及び委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項及び第22条の規定により、選挙運動の制限があります。

ウ 教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条の規定により、選挙運動の制限があります。

### 3 選挙事務所

選挙事務所とは、選挙運動に関する事務を取り扱う一切の場地的設備をいいますが、候補者1人について1か所で、立候補の届出をしたときから選挙の当日まで設置することができ、この期間内は、1日につき1回まで選挙事務所を移動することができます。

#### (1) 設置、異動の手続き

ア 選挙事務所を設置できる者は、候補者又は推薦届出者（推薦届出者が数人いるときはその代表者）に限られます。

イ 選挙事務所を設置したときは、直ちに委員会に選挙事務所設置（異動・廃止）届を提出してください。

ウ 推薦届出者が設置して届け出る場合には、候補者の選挙事務所設置（異動・廃止）承諾書を届出書に添付してください。また、推薦届出者が数人の場合は、その代表者が届け出るようになりますので、推薦届出代表者証明書をあわせて添える必要があります。

法137の2

法137の3

国公法102①

地公法36

教育公務員特  
例法18

法130

法131

令108②

エ 選挙事務所を異動又は廃止（異動を伴わない場合のみ。異動に伴う廃止の場合は異動届のみでよい。）する場合も、ア～ウの取扱いとなります。

(2) 選挙当日の選挙事務所の制限

選挙事務所は、選挙当日においても、投票所を設けた場所の入口から300メートル以上離れた区域に限り設置し又は設置しておくことができます。

(3) 選挙事務所に掲示できる文書図画

選挙事務所を表示するために、その場所において使用する次の文書図画を掲示することができます。なお、これらの文書図画は、特例として選挙の当日においても掲示しておくことができます。また、選挙事務所を異動、廃止した場合は、直ちに撤去しなければなりません。

ア ポスター、立札、看板の類

(ア) 大きさ 縦350センチメートル×横100センチメートル以内

※ 脚をつけると、脚の長さも含まれます。

(イ) 数 ポスター、立札、看板の類を通じて3以内

イ ちょうちんの類

(ア) 大きさ 高さ85センチメートル 直径45センチメートル以内

(イ) 数 1個

ウ 記載内容

全体として、選挙事務所を表示するためのものでなければなりません。

(4) 休憩所等の禁止

選挙事務所1か所のほかは、選挙運動のために休憩所その他これに類似する設備（連絡所、湯呑所など）を設けることは、いかなる名称であれ、禁止されています。

## 4 文書図画による選挙運動

文書図画による選挙運動の方法には、文書図画の頒布と掲示があり、その使用法は厳格に制限され、法令で認めている以外のものはすべて禁止されています。

(1) 文書図画の頒布

頒布することができる文書図画は、選挙運動用通常葉書、選挙運動用ビラ、ウェブサイト等を利用する方法による文書図画及び電子メールを利用する方法による文書図画のみです。なお、「頒布」とは、不特定又は多数人に配布することをいいます。

ア 選挙運動用通常葉書

(ア) 使用できる枚数

候補者1人について800枚

(イ) 葉書の交付

候補者は、選挙運動用葉書を候補者一人について800枚の交付を無料で受けることができます。なお、その全部又は一部の交付を受けない場合には、その交付を受けない枚数に限り手持ちの通常葉書（郵便葉書であるか、私製葉書であるかは問わない。）を選挙運動用葉書にあてることができます。

(ウ) 葉書の交付を受ける手続き

選挙長の発行する「候補者用通常葉書使用証明書」（以下「使用証明書」という。）を選挙運動期間中に日本郵便株式会社石川郵便局に掲示し、選挙運動用葉書の交付を受け、受領証を提出してください。

(エ) 選挙運動用葉書である旨の表示

葉書には、選挙用である旨の表示がされます。このため日本郵便株式会社石川郵便局では葉書を交付する際にその表示をしますが、手持ちの通常葉書を選挙用

法132

法143① I

法143⑤

法143の2

法143⑨

法143⑦

法143⑩

法133

法142①⑤⑥

法142①VII

⑤、

令109の5

郵便規則

にする場合には、候補者は日本郵便株式会社石川郵便局にその手持ちの通常葉書と使用証明書を提示して、この表示を受けなければなりません。

(オ) 使用方法

a 郵便物の差出し

選挙用の表示を受けた通常葉書（以下「選挙用葉書」という。）を差し出す場合は、必ず郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便株式会社の営業所又は日本郵便株式会社の指定した営業所（以下「郵便物配達取扱営業所等」という。）の窓口選挙長の発行する「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて差し出さなければなりません。

ポストに投函したり、郵便によらないで通行人に頒布することはできません。

b 選挙用葉書は、候補者から第三者に依頼して推薦状の形式で出してもらっても差し支えありません。この場合でも、配達業務を取り扱う郵便物配達取扱営業所等の窓口、選挙運動用通常葉書差出票を添えて差し出さなければなりません。

c 2人以上の候補者が連名で1枚の選挙用葉書を共同で使用できますが、各々の候補ごとにそれぞれ1枚として計算されます。

d 1枚の選挙用葉書を数人にあてて出すことは、文書の回覧となりますので、禁止されます。例えば、会社、工場等に対し、「〇〇会社御中」などと記載してする場合には、葉書の内容が多く選挙人に回覧・掲示されることになり、文書図画の回覧・掲示の禁止にふれることがあります。なお、同一世帯内の選挙人数人の氏名を連記する程度であれば、差し支えありません。

e 選挙葉書を書損した場合

選挙郵便物に使用する通常葉書を、間違えて印刷したり、書き損じたり、または損傷した場合（以下「書損葉書」といいます。）は、その書損の枚数の範囲内に限って、別の手持ちの通常葉書（私製葉書でも郵便葉書でも差し支えありません。）に新たに選挙用の表示を受けて、これを選挙葉書として使用することができます。

この場合は、手持ちの通常葉書に書損葉書及び使用証明書を添えて日本郵便株式会社石川郵便局に申し出てください。なお、書損葉書は選挙運動期間中、日本郵便株式会社石川郵便局において保管することになります。

f 選挙用葉書の記載内容は、自由です。したがって、政見、投票依頼、演説会の案内等を記載しても差し支えありません。

ただし、その内容が犯罪を構成する場合（名誉毀損罪、利害誘導罪、選挙自由妨害罪、選挙犯罪のせん動罪、虚偽事項公表罪等）は、それぞれの法律の処罰対象となります。

g 書留、速達等の特殊な取扱いをすることは認められておりません。

h 私製葉書の表面の色彩は、白色（郵便葉書と同程度かそれより淡い色）であることが必要です。

i 選挙用葉書を、他人に譲渡することはできません。

j 郵便葉書を使用する場合には、葉書の印刷費と筆耕料が選挙運動費用に算入されます。私製葉書を使用する場合は、台紙代と印刷費と筆耕料が選挙運動費用に算入されます。

イ 選挙運動用ビラ

(ア) 使用できる枚数

候補者1人について2種類以内のビラ 1,600枚

法177②

法142①VⅦ、  
⑥⑦⑧⑨

(イ) 大きさ

長さ29.7センチメートル以内、幅21センチメートル以内

※紙質について特に制限はありません。

(ウ) 記載内容

a 必要記載事項

ビラの表面には、必ず、次の事項を記載しなければなりません。

○頒布責任者（自然人とする。）の氏名及び住所

○印刷者の氏名（印刷者が法人のときはその名称）及び住所

b 記載内容

ビラの記載内容は自由です。したがって、選挙の種類、候補者の氏名、所属する政党その他の政治団体名等のほか、政策、スローガン、経歴等も記載できますし、写真等のような図画も記載できます。また、色刷り等についても制限はないので何色を用いても差し支えありません。

ただし、その内容が犯罪を構成する場合は（名誉毀損罪、利害誘導罪、選挙自由妨害罪、選挙犯罪のせん動罪、虚偽事項公表罪等）は、それぞれの法律の処罰対象となります。

(エ) 頒布の方法

ビラはどこで配ってもよいというものではなく、次のような頒布方法に限られております。

なお、一度頒布したビラを回収し、再度頒布することはできません。

- a 新聞折込みによる頒布
- b 選挙事務所内における頒布
- c 個人演説会場内における頒布
- d 街頭演説の場所における頒布

(オ) 証紙の交付

- a ビラについては、委員会に届け出て、委員会から交付を受けた証紙をはらなければ頒布できないので、異なる種類ごとにビラの見本1枚を添えて届出書を提出してください。
- b 証紙は、立候補届出受理後に委員会の交付する選挙運動用ビラ証紙交付票を、委員会に提示して交付を受けてください。
- c 交付した証紙は、紛失しても、原則として再交付しませんので、保管及び取扱いに注意してください。

ウ ビラ作成の公営

候補者は、一定限度額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができます。ただし、供託物が町に帰属することとなる場合は、適用されません。

なお、ビラの作成に要する経費は、それぞれ公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりません。

(ア) 公営によるビラ作成の手続

候補者がビラの作成の公営の適用を受けようとするときは、次に掲げる手続が必要となります。

- a ビラ作成業者とビラの作成に関し有償契約を締結すること。
- b aの契約締結後、直ちに、ビラ作成契約届出書に契約書の写しを添えて、委員会に届け出ること。

なお、立候補届出前に契約を締結したときは、立候補の届出後、直ちに届出てください。

法142⑥、  
令109の6Ⅲ

規程

ビラ公営条例

公営規程

(イ) 公費負担の額

- a 公費負担の額の範囲は、候補者一人について次に掲げる単価（その作成単価が、次の限度額を超える場合には、当該限度額）にビラの作成枚数（その作成枚数が、法定枚数を超える場合には、当該法定枚数）を乗じて得た金額となります。

◎ 単価は、次により算出されます。

$$7.73円 \times 1,600枚 = 12,368円（限度額）$$

- b aにおいて、公費負担の対象となるビラの作成枚数は、当該候補者を通じて法定枚の範囲内であることにつき、委員会の確認を受けた枚数のみに限られます。なお、この確認は、候補者がビラ作成枚数確認申請書を提出して受けるもので、委員会から「ビラ作成枚数確認書」の交付を受けた場合は、直ちに、候補者はビラ作成業者に当該確認書を提出し、その後、ビラの作成の実績に基づいて「ビラ作成証明書」を作成しビラ作成業者に提出しなければなりません。
- c 公費負担の金額の請求は、ビラ作成業者が選挙期日後すみやかに、請求書にビラ作成証明書及びビラ作成枚数確認書を添えて町長に提出して行きます（これに基づき、町長が業者に支払うこととなります。）。したがって、候補者は、bのビラ作成枚数確認書のほか、ビラ作成証明書をビラ作成業者に提出しておかなければなりません。

エ ウェブサイト等を利用する方法

何人も、ウェブサイト等を利用する方法※により、選挙運動を行うことができます。

※ ウェブサイト等を利用する方法とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいいます。

（例：ホームページ、ブログ、SNS（Twitter、Facebook等）、動画共有サービス（YouTube、ニコニコ動画等）、動画中継サイト（Ustream、ニコニコ動画の生放送等）等）

(ア) インターネット等を利用する方法

インターネット等を利用する方法とは、「電気通信の送信（放送を除く。）により、文書図画をその受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に表示させる方法」をいいます。

（例：インターネット、電子メール、社内LAN、赤外線通信等）

(イ) 電子メール

電子メールとは、以下の2つの通信方法をいいます。

a SMTP方式

その全部又は一部においてシンプル・メール・トランスファー・プロトコルが用いられる通信方式。

b 電話番号方式

携帯電話等の通信機器により電話番号を用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式。

(ウ) 表示義務

選挙運動又は当選を得させないための活動に使用する文書図画を掲載するウェブサイト等には、電子メールアドレス等※を表示することが義務付けられます。

※ 電子メールアドレス等とは、電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報をいいます。

（例：電子メールアドレス、返信用フォームのURL、Twitterユーザー名）

(エ) 選挙期日当日の取扱い

法142の3

法143の3①

法142の3①

法142の3③、  
142の5①

法142の3②、

ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができます。ただし、選挙期日当日の更新はできません。

オ 電子メールを利用する方法

(ア) 利用主体の制限

電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画については、下記の候補者等に限って頒布することができます。

一般有権者は電子メールによる選挙運動をすることや、候補者等から送信された選挙運動用電子メールを転送により頒布することはできません。FacebookやLINEなどのユーザー間でやりとりするメッセージ機能は、電子メールではなくウェブサイト等に該当し、一般有権者も利用可能です。

選挙の種類	選挙運動用電子メールの送信が認められる候補者等
町村長、市町村議会議員選挙	候補者

(イ) 送信先の制限

選挙運動用電子メールは、あらかじめ選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を送信者に通知した者（自ら通知した者に限る。）に対しては、その者が自ら送信者に通知した電子メールアドレスに送信することができます。

また、政治活動用電子メール（政治活動用のメールマガジン等）を継続的に受信している者（メールアドレスを送信者に自ら通知した者に限り、かつ、その後に政治活動用電子メールの送信を拒否した者を除く。）で、あらかじめ選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかったものに対しては、政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外に送信することができます。

なお、送信者は選挙運動用電子メールを送信しないように求める通知を受けたときは、送信することはできません。

(ウ) 記録保存義務

選挙運動用電子メールの送信者は、選挙運動用電子メールの送信の求め・同意をした者に対し送信する場合には、下記a、bの事実を証する記録を保存しておかなければなりません。

a 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと

b 選挙運動用電子メールの送信の求め・同意があったこと

また、政治活動用電子メールの継続的な受信者で、選挙運動用電子メールの送信の通知に対し送信しないよう求める通知をしなかったものに対し送信する場合には、下記a～cの事実を証する記録を保存しておかなければなりません。

a 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと

b 継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること

c 選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと

(エ) 表示義務

電子メールを利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する者は、当該文書図画に次の事項を正しく表示しなければなりません。

a 選挙運動用電子メールである旨

b 選挙運動用電子メール送信者の氏名・名称

法129

法142の4

法142の4①

法142の4②、

⑤

法142の4④

法142の4⑥、

142の5②



- c 選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨
  - d 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先
- カ 選挙運動用文書図画の回覧の禁止

法142②

- (ア) 選挙運動のために使用する回覧版その他の文書図画やプラカード、看板の類を多数の者に回覧することは、法律上頒布とみなされ、禁止されます。
- (イ) (ア) の例外として、次の場合は回覧することができます。
  - a 選挙運動のために使用する自動車（船舶）にポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を取り付けたままで回覧すること。
  - b 候補者がたすき、胸章及び腕章の類を着用したままで回覧すること。

## (2) 文書図画の掲示

法143

掲示することができる文書図画は、次のものだけに限られ、そのほかはいっさい掲示することはできません。なお、「掲示」とは文書図画を一定の場所に掲げ、人に見えるようにすることのすべてをいいます。

- (ア) 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類（14頁(3)「選挙事務所に掲示できる文書図画」
- (イ) 選挙運動のために使用される自動車（船舶）に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類（28頁カ「自動車に掲示できる文書図画」参照）
- (ウ) 候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類
- (エ) 個人演説会の会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類（24頁ウ(エ)「個人演説会に使用できる文書図画」参照）
- (オ) 選挙運動用ポスター
- (カ) 屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類

### ア アドバルーン、ネオン・サイン等の禁止

法143②

選挙運動のために、アドバルーン、ネオン・サイン、電光による表示、ビデオテープ、スライドその他の方法による映写等の類（(2)の(カ)の映写等の類を除く）を掲示する行為は、違法な文書図画の掲示とみなされ、禁止されます。

### イ 選挙運動用ポスター

法144①

#### (ア) 使用できる枚数

法144の2⑧

公営のポスター掲示場（37か所）と同じ枚数（投票日の前日までは貼替えをすることは自由のできるもので、総使用枚数はポスター掲示場の数より多くなることもあります。）

ポスター設置  
条例

#### (イ) 大きさ

法144④

タブロイド型（長さ42センチメートル、幅30センチメートル）以内

※ 紙質は、通常のポスター用紙であれば差し支えありません。

#### (ウ) 記載内容

法144⑤

##### a 必要記載事項

ポスターの表面には、必ず、次の事項を記載しなければなりません。

- 掲示責任者（自然人とする。）の氏名及び住所
- 印刷者の氏名（印刷者が法人のときはその名称）及び住所

##### b 記載内容

ポスターの記載内容は自由です。したがって、選挙の種類、候補者の氏名、所属する政党その他の政治団体名等のほか、政策、スローガン、経歴等も記載できますし、写真等のような図画も記載できます。また、色刷り等についても制限はないので何色を用いても差し支えありません。

ただし、その内容が犯罪を構成する場合は（名誉毀損罪、利害誘導罪、選

挙自由妨害罪、選挙犯罪のせん動罪、虚偽事項公表罪等)は、それぞれの法律の処罰対象となります。

(エ) 掲示の方法

- a ポスターは、公営のポスター掲示場以外には掲示できません。
- b aの制限に反して違法に掲示されたポスターは、違法文書として委員会が撤去させることができますし、更に、居住者、管理者又は所有者が自ら撤去することができます。
- c 選挙期日の前日までに適法に掲示されたポスターは、選挙の当日においても、そのまま掲示しておくことができることとされていますが、選挙の当日、新たに掲示したり、移動することはできません。

法143④

法147

法145③

ウ ポスター作成の公営

ポスター公営条

候補者は、一定限度額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができます。ただし、供託物が町に帰属することとなる場合は、適用されません。

なお、ポスターの作成に要する経費は、それぞれ公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりません。

(ア) 公営によるポスター作成の手続

公営規程

候補者がポスターの作成の公営の適用を受けようとするときは、次に掲げる手続が必要となります。

- a ポスター作成業者とポスターの作成に関し有償契約を締結すること。
- b aの契約締結後、直ちに、ポスター作成契約届出書に契約書の写しを添えて、委員会に届け出ること。

なお、立候補届出前に契約を締結したときは、立候補の届出後、直ちに届け出てください。

(イ) 公費負担の額

- a 公費負担の額の範囲は、候補者一人について次に掲げる単価にポスターの作成枚数(その作成枚数が、ポスター掲示場の数(×37の数)を超える場合には、当該掲示場の数(×37の数))を乗じて得た金額となります。

◎ 単価は、次により算出されます。

$$\frac{541円31銭 \times 37 \text{ (ポスター掲示場数)} + 316,250円}{37 \text{ (ポスター掲示場数)}} \approx 9,089円 \text{ (限度額)}$$

(1円未満の端数は切り上げる)

(契約をしたポスターの作成単価が上の式により算出した単価に満たない場合の単価は、当該作成単価とします。)

- b aにおいて、公費負担の対象となるポスターの作成枚数は、その選挙区のポスター掲示場数に相当する枚数(×37の数)の範囲内であることにつき、委員会の確認を受けた枚数のみに限られます。なお、この確認は、候補者がポスター作成枚数確認申請書を提出して受けるもので、委員会から「ポスター作成枚数確認書」の交付を受けた場合は、直ちに、候補者はポスター作成業者に当該確認書を提出し、その後、ポスターの作成の実績に基づいて「ポスター作成証明書」を作成しポスター作成業者に提出しなければなりません。
- c 公費負担の金額の請求は、ポスター作成業者が選挙期日後すみやかに、請求書にポスター作成証明書及びポスター作成枚数確認書を添えて町長に提出して行います(これに基づき、町長が業者に支払うこととなります。)。したがって、候補者は、bのポスター作成枚数確認書のほか、ポスター作成証明書をポスター作成業者に提出しておかなければなりません。

**(3) 脱法文書の禁止**

文書図画による選挙運動に関しては、(1)、(2)のとおり、特に許されるもの以外は禁止されていますが、日常生活において一般的に行われているものであっても、その記載の内容、頒布や掲示の時期、方法等によっては禁止を免れる意図で行われる場合があるので、選挙の公正を確保するため、次の行為を制限しています。なお、事前運動は、当然に禁止されます。

ア 選挙運動の期間中に、著述、演芸等の広告、営業広告その他どのような名義のものであっても、文書図画の頒布と掲示の禁止を免れる行為として、次のような文書図画を頒布したり、掲示することはできません。

(ア) 候補者の氏名やシンボル・マークを表示するもの

(イ) 政党その他の政治団体の名称を表示するもの

(ウ) 候補者を推薦し、支持し、又は反対する者の名を表示するもの

イ 選挙運動の期間中に、次のような年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類似するあいさつ状を、選挙区内に頒布したり掲示したりすることはできません。この場合は、選挙運動の目的の有無にかかわらず、脱法文書とみなされ禁止されます。

(ア) 候補者の氏名を表示したもの

(イ) 政党その他の政治団体の名称を表示したもの

(ウ) 候補者の推薦届出者の氏名を表示したもの

(エ) 選挙運動に従事する者の氏名を表示したもの

(オ) 候補者と同一の戸籍内にある者の氏名を表示したもの

**(4) 文書図画の撤去義務**

ア 選挙運動のために使用する文書図画のいわゆる置き去りは、禁止されていますので、次の場合は必ず、掲示したポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を直ちに撤去してください。

(ア) 選挙事務所を廃止したとき

(イ) 選挙運動用自動車（船舶）の使用をやめたとき

(ウ) 個人演説会が終了したとき

イ 選挙運動用ポスター（ポスター掲示場に掲示されたものを除く）は、選挙の期日後、すみやかに撤去してください。なお、無投票となった場合は、投票を行わないこととなった旨の告示の日後、すみやかに撤去してください。

**(5) 政治活動用ポスターの掲示の規制**

ア 公職の候補者等（公職の候補者、公職の候補者となろうとする者及び現に公職にある者）や後援団体の氏名等を表示する政治活動用ポスター（ベニヤ板等で裏打ちされていないもの※）については、その表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければ、これを掲示することができません。（※ベニヤ板等で裏打ちされているポスターについては、掲示そのものが禁止されています。）

イ 候補者又は立候補予定者（公職にある者を含む。）の政治活動のために使用されるポスター（氏名又は氏名が類推されるような事項を表示するもの）及び後援団体の政治活動のために使用されるポスター（後援団体の名称を表示するもの）の掲示については、各選挙ごとにそれぞれ選挙前の一定期間当該選挙区内に掲示することが禁止されています。（一定期間 令和5年9月12日～令和5年9月17日）また、このポスターを当該期間前に掲示した場合でも、告示日以降は撤去しなければなりません。

法143の2

法178の2

法143⑩⑪⑫

法201の14

**5 新聞広告****(1) 広告の回数とその方法**

ア 候補者は、選挙運動の期間中、2回に限り、有料で、新聞に自己の選挙運動のための

法149④

広告をすることができます。

(ア) いかなる新聞を選ぶかは、候補者の自由です。

(イ) 同一の新聞に2回掲載することも、2つの新聞に1回ずつ掲載することも、候補者の自由です。

イ 新聞広告をしようとする場合は、選挙長が交付する新聞広告掲載証明書を新聞社に提出して新聞広告の掲載申込みをしなければなりません。

## (2) 広告のスペースと記載内容

ア 広告のスペースは、横9.6センチメートル、縦2段組以内であって、掲載場所は記事下に限られます。

イ 広告の記載内容は、自由です。したがって、候補者の政見等のもとより、第三者の推薦文、自己の写真等を入れることもできます。ただし、選挙長から通称使用の認定を受けている場合には、必ずその通称を用いなければなりません。なお、色刷は認められません。

## (3) 共同広告

1人分のスペースの範囲内で2人以上の候補者が共同で広告を行うことは差し支えありませんが、その回数は各候補ごとに1回として計算されます。

## (4) 広告掲載紙の頒布、掲示の方法

広告を掲載した新聞紙は、新聞紙の販売を業とする者が、通常の方法で頒布し又は県委員会が指定する場所に掲示することが許されるのみであって、たとえ自己の広告が掲載されていても、上記以外の者が頒布したり掲示することはできません。なお、新聞紙の販売を業とする者が頒布できる通常の方法とは、定期購読者以外の者に対して頒布する新聞紙については、有償である場合に限られます。

規則20

規則19

法149⑤

県規程31

# 6 言論による選挙運動

言論による選挙運動は、文書図画による選挙運動と反対に制限又は禁止されるもの以外は自由な取扱いとなっており、主な運動の方法としては、連呼行為、街頭演説及び個人演説会があります。

## (1) 連呼行為

ア 何人も、選挙運動のために連呼行為をすることは、下記のイの場合以外は禁止されません。なお、連呼行為とは、同一内容の短い文言を連続して繰り返し呼称することをいいます（例えば「〇〇党選挙太郎です」「〇〇党選挙太郎に投票願います」等の短い文句の反復呼称。）

イ 連呼行為を行うことができるのは次の場合に限られます。

(ア) 個人演説会の会場で行う場合

(イ) 街頭演説（演説を含む。）の場所で行う場合

(ウ) 午前8時から午後8時までの間に、選挙運動用自動車（船舶）の上で行う場合

ウ イにより連呼行為ができる場合でも、一定の場所的制限を受けます。

(ア) 次の建物又は施設では、連呼行為は禁止されます。

国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物（公営住宅を除く。）

ただし、これらの建物において、個人演説会を開催する場合には、禁止されません。

(イ) 汽車、電車、乗合自動車、船舶（選挙運動用のものを除く。）及び停車場

その他鉄道地内

(ウ) 病院、診療所その他の療養施設

(エ) 学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺では、静穏を保持するように努

法140の2

法166

法140の2②

めなければなりません。

## (2) 街頭演説

街頭演説とは、街頭又はこれに類似する場所（例えば、広場、空地）でする演説、あるいはこれらの場所に向ってする演説をいいます。

### ア 街頭演説のできる時間

街頭演説は、午前8時から午後8時までの間に限り、行うことができます。

なお、選挙当日は、時間に関係なく、街頭演説はいつさいできません。

### イ 街頭演説をするための要件

(ア) 演説者は、必ずその場所にとどまっていなければなりません。いわゆる「流し演説」は禁止されます。

(イ) 委員会の交付する所定の標旗を掲げて行わなければなりません。

### ウ 従事できる人数

(ア) 街頭演説に従事することのできる者の数は、15人以内に限られます。なお、この15人の中には、候補者と運転手（船員）1名は含まれません。

(イ) この15人は、委員会が交付する乗車用腕章又は街頭演説用腕章のいずれかをつけていなければなりません。

### エ 街頭演説の制限

(ア) 街頭演説を行う場合には、その場所で、街頭演説の一部として連呼行為をすることができます。

(イ) 街頭演説の場所では、ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は、いつさい使用できません。ただし、街頭演説の場所に停止している選挙運動用自動車（船舶）に取りつけられているポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は差し支えありません。

(ウ) 街頭演説を行う場合には、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺では、静穏を保持するように努めなければいけません。

(エ) 街頭演説をする者は、長時間にわたり同一の場所にとどまってすることのないように努めなければなりません。

## (3) 個人演説会

個人演説会の開催は、原則として自由であり、その使用する施設の種類により、公営施設使用の個人演説会と公営施設以外の施設使用の個人演説会があります。

### ア 公営施設使用の個人演説会

候補者は、公営施設を使用して個人演説会を開催することができますが、この場合に同一施設ごとに1回に限り無料で行うことができます。なお、開催の手続きについては24頁エ「公営施設使用個人演説会の開催手続」を参照してください。

### イ 公営施設以外の施設使用の個人演説会

候補者は、公営施設以外の施設（建物その他の施設の構内を含む。）を使用して個人演説会を開催することができます。この場合には、その施設の所有者又は管理者の承諾を得て使用すればよく、委員会に申し出る必要がありません。

### ウ 個人演説会の制限（ア、イの共通事項）

(ア) 演説をすることができる者

候補者本人はもとより候補者以外の者も選挙運動のために演説をすることができます。なお、候補者が演説会に出席しない場合であっても、開催する者は、候補者に限られます。

(イ) 録音盤の使用

録音盤を使用して選挙運動のために演説をすることができます。

法164の5

法164の6①

法164の5①

法164の5②

法164の7

法140の2

法143①

法164の6②

法164の6③

法161

法164

法161の2

法162

法164の4

(ウ) 連呼行為の制限	会場内で、場内の聴衆に向かってする連呼に限り許されます。	法140の2
(エ) 個人演説会に使用できる文書図画	a 演説会場外に掲示できる文書図画	法143①IV
	その演説会の開催中、会場ごとに、ポスター、立札、看板の類及びちょうちんを掲示することができます。	⑧⑨⑩
	(a) ポスター、立札、看板の類	
	数は、通じて2以内であり、大きさは、縦273センチメートル、横73センチメートル以内です。	
	(b) ちょうちんの類	
	数は会場の内外を通じて1以内であり、大きさは、高さ85センチメートル、直径45センチメートル以内です。	
	b 演説会場内に掲示できる文書図画	法143①IV
	その演説会の開催中、ポスター、立札、看板の類、ちょうちん及び演説会の開催中掲示する映写等の類を掲示することができます。なお、数及び大きさに制限はありません(ちょうちんの類を除く。a (b)参照)。	
	c 掲示する場合の制限 (a・b 共通)	
	(a) 掲示する文書図画には、その表面に掲示する者の氏名及び住所を記載しなければなりません。	令110
	(b) 掲示した文書図画は、演説会が終了した場合には、直ちにこれを撤去しなければなりません。	法143の2
(オ) 他の演説会の禁止		法164の3
	a 演説会は、個人演説会を除いては、いかなる名義をもってするを問わず、開催することはできません。	
	b 候補者以外の者が2人以上の候補者の合同演説会を開催することはできません。	
エ 公営施設使用個人演説会の開催手続		
(ア) 開催できる公営施設		法161
	候補者が公営施設を使用して個人演説会を開催することができるのは、次の施設に限られます。なお、学校にあっては、授業、研究又は諸行事に支障ある場合、学校以外の施設にあっては、業務又は諸行事に支障のある場合には、その施設の使用が制限されます。	
	a 学校 (学校教育法第1条)	
	b 公民館 (社会教育法第21条)	
	c 委員会が指定した施設 (浅川共同福祉施設)	
(イ) 使用できる時間		令112③
	1回につき、5時間以内です。	
(ウ) 施設使用の費用		
	a 公営施設 (設備を含む。) の使用については、候補者1人につき同一施設ごとに1回に限り無料です	法164
	b a以外の公営施設 (設備を含む。) の使用は、すべて有料となりますが、この場合には、候補者は、その施設の管理者が公表した費用をあらかじめ管理者に納付しなければなりません。	令120①
		令121
	c 候補者が演説会を開催すべき日前2日 (前々日) までに、その施設を使用しない旨を申し出た場合又は天災その他やむを得ない事由が生じたためその施設	令120②

を使用することができなくなった場合には、bの納付金は返還されます。

(エ) 開催の申出

- a 演説会を開催しようとする場合には、委員会が交付する個人演説会等開催申出書により、開催予定の前日2日（前々日）までに委員会に申し出なければなりません。
- b 開催の申出にあたっては、同一の施設について、同時に2以上の申出をすること（異なった施設の場合は、同時に2以上の申出ができる。）又は既に申し出た使用の日を経過しない間に新たな申出をすることはできません。
- c 開催の申出が受理されても、施設の管理者から承諾がないときは、開催することができません。

法163  
令112①

令112②

令117

(オ) 開催申出の撤回

- a 開催申出の撤回は、開催すべき前日2日までにその旨を申し出た場合に限り認められますが、いったん撤回した以上は、始めから申し出なかったものとみなされ、同一施設についての申出は、改めて(エ)の手続きによることとなります。
- b 開催の前日2日までに申出（無料使用）の撤回がなされた場合には、その施設の使用につき、なお改めて1回に限り無料使用の取扱いとされますが、開催日の前日又は当日にその申出を撤回した場合には、管理者が演説会開催のために必要な設備をしていなくても、あらためてその施設につき、無料使用の取扱いはできません。

(カ) 開催申出の競合の場合

同一の施設を同一の日時に使用する旨の申出が2以上あった場合には、これらの申出をした者のうち、後に到着した申出書に係る者（申出の到達が同時のときはその施設を使用した回数が多い者、その回数が同じときは委員会がくじで定める者）は、その申し出た個人演説会を開催することはできません。

令113

(キ) 施設の設備

施設の管理者は、施設使用に関する費用を納付すべき候補者がこれを納付しない場合を除いて、あらかじめ公表する設備の程度その他施設等の使用に関する定めにしたがい演説会の施設に照明の設備、演壇、聴衆席等演説会開催のために必要な設備（暖房設備を除く。）をすることとなりますが、これらの設備のほかに、候補者は、自ら必要な設備をすることができます。

法161②  
令119

(ク) 施設、設備の損害賠償

候補者又はその運動員が演説会の施設又は設備を損傷した場合は、その候補者が賠償し、又は施設、設備を原状に回復しなければなりません。

令122

(4) 演説会等の時間的、場所的制限

選挙運動のためにする演説会や演説については、以上に述べたほか、次のような制限があります。

近接する選挙の場合の演説等の制限

選挙運動の期間中に他の選挙の投票日がある場合には、その他の選挙の投票当日は、その選挙の投票所が閉鎖される時刻まで、各投票所の入口から300メートル以内の区域では選挙運動のためにする演説会、演説、街頭演説及び連呼行為はできません。

法165の2

(5) 選挙運動放送の制限

選挙運動用拡声機の使用（30頁(2)「拡声機の使用」参照）を除くほか、放送設備を使用して、選挙運動のために放送したり、放送させたりすることはできません。

法151の5

放送設備には、広告放送や会社、百貨店、工場等の場内放送設備その他有線放送等の共

同聴取用放送設備その他の有線電気通信設備が含まれます。

## 7 戸別訪問

### (1) 戸別訪問の禁止

何人（候補者、第三者の別を問わない。）も、選挙人の居宅を訪ねて投票を依頼したり、投票を得させないように依頼するような行為は、戸別訪問として、いっさい禁止されています。

戸別訪問は、単に「家」「住居」に限定されるものではなく、会社、工場等の勤務先を訪問することも戸別訪問となりますし、必ずしも家宅中に入らなくても、相手の家屋の出入口に接する店先、軒先や道路ばたで訪問する場合も含まれます。また、相手が不在であっても面会を拒否された場合であっても、その目的が投票依頼等のものであれば、戸別訪問とみなされます。なお、選挙に関係のない目的のために戸別訪問をする際、そのついでに投票依頼等の行為をすることも、戸別訪問とみなされます。

### (2) 戸別訪問類似行為の禁止

選挙運動のためにする次のような行為は、いかなる方法であっても、戸別訪問とみなされて禁止されます。

ア 戸別に、演説会の開催又は演説を行うことについて告知をする行為

イ 戸別に、特定の候補者の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為

法138①

法138②

## 8 署名運動の禁止

何人（候補者、第三者の別を問わない。）も、選挙に関し、投票を得る目的、得させる目的又は得させない目的をもって、選挙人に対し署名運動をすることは、いっさい禁止されます。この目的をもって署名を収集するものである限り、直接請求、後援会加入などその名義のいかんを問いませんし、また、署名収集の方法としても、署名簿の回覧、街頭での署名簿備付け、その他方法のいかんを問いません。

法138の2

## 9 人気投票の公表の禁止

何人（候補者、第三者の別を問わない。）も、選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することは禁止されます。なお、公表の方法手段には制限がなく、新聞紙、雑誌、テレビ、ラジオ、ビラ等いかなる方法も禁止されます

法138の3

## 10 飲食物の提供の禁止

- (1) 何人（候補者、第三者の別を問わない。）も、選挙運動に関し、いかなる名義をもってするを問わず、飲食物を提供することは禁止されます。例えば、候補者が選挙運動員や労務者に対して慰労の目的で飲食物を提供する場合や第三者が候補者を激励するため陣中見舞として飲食物を届けることなども禁止されます。

なお、次の(2)及び(3)の場合は、飲食物の提供禁止の対象とされません。

- (2) 湯茶とこれに伴って通常用いられる程度の菓子(せんべい、まんじゅうなど「お茶うけ」程度のもの)は、提供することが許されます。
- (3) 選挙事務所において食事するため、又は携行するための弁当は、選挙運動の期間中（立候補届出後から投票日の前日まで）、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対して提供することができます。なお、この場合には次のような制限があります。
- ア 弁当の価格は、1人分1食につき1,000円以内で1日につき3,000円以内でなければなりません。
- イ 提供できる弁当の数は、225食（1日15人分 45食×5日＝225食）までです。

法139

法197の2

法139



この範囲内であれば、アの制限を受けるほか、どのような配分によって提供しても差し支えありません。

ウ 運動員に弁当を提供した場合には、その者にさらに実費弁償として支給できる弁当料は、1日（又は1食）当たりの弁当料の制限額から提供した弁当の実費相当額を差し引いた額までであり、労務者に弁当を支給したときは、報酬からその弁当の実費相当額を差し引いて支給しなければなりません。なお、弁当の費用は、選挙運動費用に算入されます。

令129

## 11 氣勢を張る行為の禁止

法140

何人（候補者、第三者の別を問わない。）も、選挙人の注意を引くために、自動車を連ねたり隊伍を組んで往来すること、ちんどん屋を多数繰り出すこと、サイレンを吹き鳴らすこと等の選挙運動のための行為は、氣勢を張る行為としてすべて禁止されます。

## 12 自動車（船舶）及び拡声機の使用

### (1) 選挙運動用自動車の使用

法141

主として選挙運動のために使用される自動車（船舶）は、その数、種類、使用方法等が次のように制限されます。

#### ア 数の制限

候補者1人について、自動車1台に限り使用できます。

※船舶を使用する場合には、船舶一隻に限られますので、自動車と船舶の両方を同時に使用することはできません。

#### イ 使用手続

法141⑤

委員会の交付する表示板を自動車の前面の外部から見やすい箇所に、使用中、常時掲示しておかなければなりません。

規程

#### ウ 使用できる自動車の種類及び使用方法の制限

(ア) 使用することができる自動車は、次のものに限られます。なお、自動車の構造が宣伝を主たる目的としているものは、使用することができないこととなりますのでいわゆる宣伝カーやこれと同程度にまで改造させたものは、たとえ乗用の自動車であっても使用することはできません。

法141

令109の3

##### a 乗車定員10人以下の乗用自動車

ただし、二輪自動車（側車付のものを含む。）以外の自動車の場合は、屋根がなかったり、車の側面や後面の全部又は一部があければなしになっているものや、屋根があっても、一部が開いていたり、屋根を取りはずしたり、開くことのできるものは、使用することができません。したがって、オープンカーやオープンカーに幌をかぶせた車は使用できません。

##### b 乗車定員4人以上10人以下の小型自動車（バン型）

ワゴン型やバン型の自動車の使用は認められます。ただし、屋根、側面、後面の全部又は一部があければなしになっているものや、屋根がとり外せたり、開くことのできるものは、使用することができません。

##### c 四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの

ただし、屋根、側面、後面の全部又は一部が構造上開放されているものは使用できません。幌付ジープの使用は認められます。

##### d 小型貨物自動車及び軽貨物自動車

この場合には、屋根、側面、後面の全部又は一部が構造上開放されているものでも、開閉できるものでも、使用することができます。

<p>(イ) 貨物自動車の荷台乗車をする場合や車体に立札、看板を掲示する場合には、          道路交通法第56条の規定により、出発地の警察署長の許可が必要とされます。</p> <p>(ウ) (ア) の a から c までの自動車〔二輪自動車（側車付のものを含む）を除く。          〕を使用する場合には、窓以外の部分（屋根、側面、後面の全部又は一部）を開          いて走行することができません。たとえば、ジープの幌をとりはずしたり、ライ          トバンの中の物品積卸口を開け放って使用したりすることは許されません。</p>	
<p>エ 乗車人員の制限</p> <p>選挙運動用自動車に乗車できる者は、候補者、運転手（自動車1台につき1人に限る。          ）を除いて、4人までです。すなわち、6人までの乗車が認められます。ただし、          乗車定員を超えることはできません。</p> <p>なお、候補者、運転手以外の者は、委員会の交付する乗車用腕章をつけなければな          りません。また、乗車人員の制限は、停車中でも適用されます。</p>	法141の2
<p>オ 車上の選挙運動の禁止</p> <p>選挙運動用自動車の上では、原則として選挙運動をすることができません。その自          動車が走行中だと停止中だとを問いません。ただし、例外として次の行為をする          ことは、認められております。</p> <p>(ア) 停止した自動車の上において演説すること。(23頁(2)街頭演説参照)</p> <p>(イ) 午前8時から午後8時までの間に限り、自動車の上において連呼行為をするこ          と。</p> <p>この場合は、走行中、停止中の別を問いません。(22頁6(1)連呼行為参照)</p>	法141の3
<p>カ 自動車に掲示できる文書図面</p> <p>選挙運動用自動車には、ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示すること          ができます。なお、次のことに留意してください。</p> <p>(ア) 記載内容についての制限は特にありませんので、選挙の種類、候補者の氏名、          所属政党等自由に記載できます。</p> <p>(イ) 大きさについては、次の制限があります。</p>	法143①Ⅱ
<p>a ポスター、立札、看板の類</p> <p>縦 273 センチメートル以内 横 73 センチメートル以内</p>	法143⑨
<p>b ちょうちんの類</p> <p>高さ 85 センチメートル以内 直径 45 センチメートル以内</p>	法143⑩
<p>(ウ) 数については、ちょうちんの類は1箇とされていますが、ポスター、立札、看          板の類は制限がありません。</p>	
<p>キ 選挙運動費用との関係</p> <p>選挙運動用自動車に要する費用は、法定選挙運動費用の対象から除外されます。た          とえば、自動車の借上料、ガソリン代、オイル代、修繕代、タイヤ代、運転手の賃金          ・超過勤務手当、食事代等の本来その自動車が走るために必要な経費が除かれます。</p>	法197②
<p>ク 道路交通法の規制</p> <p>道路交通法の規定による駐車禁止場所においては、街頭演説のための選挙運動自動          車の駐車が禁止される。(道路交通法第45条の規定による公安委員会の指定した駐          車禁止場所を除く。)ので注意が必要です。</p>	
<p>ケ 自動車使用の公営</p> <p>候補者は、一定限度額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができ          ます。ただし、供託物が町に帰属することとなる場合には、適用されません。</p> <p>(ア) 公営による自動車使用の手続</p> <p>候補者が選挙運動用自動車の使用の公営の適用を受けようとする場合は、次に</p>	自動車公営条例 公営規程

掲げる手続が必要となります。

- a 一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者と自動車の使用に関し有償契約を締結すること。

一般乗用旅客自動車運送事業者とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

- b aの契約締結後、直ちに、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に契約書の写を添えて、委員会に届け出てください。なお、立候補届出前に契約を締結したときは、立候補届出後、直ちに届け出てください。

なお、次の場合は、公費負担の対象となりません。

(a) 候補者が自己所有の自家用車を使用した場合

(b) aのその他の者との契約（(イ)a(b)の契約）で、契約の相手方が候補者と生計を一にする親族である場合（その親族が当該契約に係る業務を業としている場合には、公費負担とされます。）

(イ) 公費負担の額

- a 公費負担の額の範囲は、候補者1人について、64,500円に立候補届出の日から選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額ですが、実際には、個々の契約ごとに次のように取り扱うこととなります。

(a) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約である場合の公費負担の額  
1日1台につき64,500円以内（候補者の支払うべき金額が64,500円未満の場合には、その金額）

この契約は、自動車燃料及び運転手込みで契約するいわゆるハイヤー方式の借上げです。

(b) (a)以外の契約である場合の公費負担の額

自動車の借上げ、燃料の使用及び運転手の雇用をそれぞれ別々に契約するいわゆるレンタル方式のものです。この場合の公費負担の額は、個々の契約ごとに次のとおりとなります。

① 選挙運動用自動車の借入れ契約の場合

1日1台につき16,100円以内（候補者の支払うべき金額が16,100円未満の場合には、その金額）

② 選挙運動用自動車の燃料の供給契約の場合

1台につき7,700円に立候補届出のあった日から選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た額の範囲内で、委員会が確認した金額以内（候補者の支払うべき金額が7,700円未満の場合には、その金額）

③ 選挙運動用自動車の運転手の雇用契約の場合

1日につき12,500円以内（候補者の支払うべき金額が12,500円未満の場合には、その金額）

- b aの公費負担は取扱いについては、次に掲げる制限があるので注意してください。

(a) aの(a)又は(b)①において、同一の日につき2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、候補者が指定するいずれか1台に限り公費負担の対象となります。

(b) a(b)②において、委員会が行う確認は、契約に基づき供給を受けた燃料代金の累計額が法定限度額（7,700円に立候補届出のあった日から選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額）の範囲内であることを確認するためのもので、公費負担の額は、この確認の範囲内に限られま

す。なお、この確認は、候補者が自動車燃料代確認申請書を提出して受けるもので、委員会から「自動車燃料代確認書」の交付を受けた場合には、直ちに当該確認書を燃料供給業者に提出しなければなりません。

(c) a (b)③において、同一の日につき、2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、候補者が指定するいずれか1人に限り公費負担の対象となります。

(d) aの(a)と(b)の契約がいずれも締結された場合は、候補者の指定するいずれか1の契約に限り、公費負担の対象となります。

(e) 候補者は、自動車の使用の実績に基づいて「選挙運動用自動車使用証明書」を作成し一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者に提出しなければなりません。

なお、候補者が燃料供給業者に当該証明を提出する際には、燃料供給業者から給油の際に受領した給油伝票（日付け、車のナンバー（4けたのアラビア数字）、燃料供給量及び燃料供給金額が記載されたもの）の写しを添付しなければなりません。

c 公費負担の金額の請求は、一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者が、選挙期日後速やかに、請求書に候補者から提出された選挙運動用自動車使用証明書と燃料の供給に係る請求の場合には、自動車燃料代確認書及び給油伝票を添えて町長に提出して行います。（これに基づき、町長がそれぞれの業者その他の者に支払うこととなります。）

## (2) 拡声機の使用

選挙運動のために使用する拡声機については、次のような制限があります。

### ア 使用できる数

主として選挙運動のために使用する拡声機は、候補者1人について1そろいを使うことができます。なお、個人演説会又はいわゆる幕間演説の開催中、会場ごとに、その会場において別に1そろいを使うことができます。

(ア) 「1そろい」とは、通常は、マイク1個とスピーカー1個及びこれに必要な増幅装置をいいます。たとえば、1個のマイクに数個のスピーカーが設置されている場合、その他通常の使用方法として数個のスピーカーを使用することが認められているような場合には、マイクが1個である限り、1そろいとされます。

(イ) テープレコーダーや蓄音機などのように、肉声以上の音響を発する性能を有するものは、拡声機とみなされます。

### イ 使用方法

主として選挙運動のために使用する拡声機には、委員会の交付する表示板を、送話口の下部で外部から見やすい所に、使用中常時掲示しておかなければなりません。

なお、個人演説会やいわゆる幕間演説の開催中使用する拡声機には、表示を要しません。

法141①

法141⑤  
規程

## 13 ポスター掲示場

(1) 今回の選挙では、公営のポスター掲示場が設置されます。

(2) ポスター掲示場の数は、37箇所、掲示区画は、候補者1人につき縦・横それぞれおおむね45センチメートルです。なお、掲示場の設置場所の一覧表は、委員会に申し出れば交付します。

(3) 候補者が、ポスター掲示場にポスターを掲示する場合には、立候補届出順位と同一番号の表示された掲示区画に、掲示しなければなりません。

ポスター設置  
条例

規程

(4) 公営のポスター掲示場以外にポスターを貼ることはできません。

法147の2

## 14 あいさつ状の禁止

公職の候補者や候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下「候補者等」という。）は、選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状（電報その他これに類するものを含む。）を出すことが禁止されています。

これは、選挙運動期間のいかんを問わず、常時規制されます。

## 15 あいさつを目的とする有料広告の禁止

法152

候補者等及び後援団体は、選挙区内にある者に対する主としてあいさつ（年賀、寒中見舞、暑中見舞その他これらに類するもののためにするあいさつ及び慶弔、激励、感謝その他これらに類するもののためにするあいさつに限る。）を目的とする広告を、有料で、新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレット、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画その他これらに類するものに掲載させ、又は一般放送事業者、有線テレビジョン放送事業者、有線ラジオ放送の業務を行う者の放送設備により放送させることは禁止されています。

また、何人も、候補者等又は後援団体に対して、選挙区内にある者に対する主としてあいさつを目的とする広告を、有料で、新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレット、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画その他これに類するものに掲載させ、又は一般放送事業者、有線テレビジョン放送事業者、有線ラジオ放送の業務を行う者の放送設備により放送させることを求めることは禁止されています。

これらは、選挙運動期間のいかんを問わず、常時規制されます。

## 第4 選挙運動費用、寄付の禁止

### 1 収入・寄付・支出の定義

#### (1) 収入

法179①

収入とは、次のものをいいます。

- ア 金銭、物品その他の財産上の利益の收受
- イ 金銭、物品その他の財産上の利益の收受の承諾
- ウ 金銭、物品その他の財産上の利益の收受の約束

したがって、収入の意義は、社会通念上の収入の観念よりも広く、例えば、自動車を無料で借りたり、選挙事務所に使用する家屋を無償で提供を受けたり、また無償で労務の提供を受けた場合なども収入となり、時価に見積った金額を寄附として計上することになります。

#### (2) 寄附

法179②

寄附とは、次のものをいいます。

- ア 金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のもの。
- イ 金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束で、党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のもの。

寄附の意義も、社会通念上の寄附の観念よりも広く、無償提供を受けた場合に寄附となるほか、陣中見舞や政党の公認料も寄附として取り扱います。

#### (3) 支出

法179③

支出とは次のものをいいます。

- ア 金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付
- イ 金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束

支出とは、収入と同様に、必ずしも金銭支出のみを意味せず、例えば、(1)のように選挙事務所に使用する家屋を無償で借りた場合なども、時価見積額を寄附として計上するとともに、支出として計上することとなります。

#### (4) 花輪、供花、香典、祝儀等

法179④

(1)から(3)の「金銭、物品その他の財産上の利益」には、花輪、供花、香典又は祝儀として供与されたり交付されるもののほか、これに類するもの(例えば、供物など)が含まれます。

### 2 出納責任者

法180～191

出納責任者は、候補者の選挙運動に関する収入及び支出についていっさいの責任を負うべき者であり、費用面について全面的な責任と権限を持っています。

#### (1) 出納責任者の選任等

##### ア 選任の手続等

法180①③

(ア) 立候補届出の受理後は、原則として、出納責任者でなければ、選挙運動に関する費用の支出ができませんので、候補者は、立候補と同時に出納責任者選任届を委員会に届け出なければなりません。なお、選任にあたっては、当然に、あらかじめ出納責任者の承諾を得ておく必要があります。

出納責任者の選任方法としては、このほか、候補者が自ら出納責任者になる場合又は推薦届出者が候補者の承諾を得て選任する場合若しくは推薦届出者が自ら

出納責任者となる場合がありますが、いずれの方法でも文書により届け出ることが必要です。

(イ) 出納責任者に異動があったときは、その選任者は、直ちにその旨を選任届の例により届け出なければなりません。

(ウ) 出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、選任者がその職務を代行し、選任者にも事故があるとき又はその者も欠けたときは、候補者自身がその職務を代行することとなりますが、この場合にも、届出が必要となります。

(エ) 出納責任者の選任、異動等に関する届出書類を郵便で出す場合は、引受時刻証明の取扱いで日本郵便株式会社に託したときに届出があったものとみなされます。

#### イ 支出金額の最高額の決定

出納責任者の選任者は、文書で、出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者とともにこれに署名押印しなければなりません。

### (2) 出納責任者の職務

#### ア 支出権限

選挙運動に関する支出は、出納責任者でなければすることができません。ただし、次の場合は、出納責任者でなくても支出することができます。

(ア) 立候補準備のために要する支出をする場合

(イ) 電話による選挙運動に要する支出をする場合

(ウ) 出納責任者から文書による承諾を得た者が支出をする場合

※ 文書による承諾は、包括的なものでなく、費目ごとに個別的に承諾することを要します。なお、出納責任者の機械的補助者が単純な労務による支出を行う場合には、この文書による承諾を要しません。

#### イ 立候補準備のために要した支出の精算

立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者が支出し又は他の者がこれらの者と意思を通じて支出したものは、選挙運動費用となるので、出納責任者は、その就任後直ちにその候補者又は支出者について精算し、ウの会計帳簿に記載しなければなりません。

#### ウ 会計帳簿の備付及び記載

出納責任者は、会計帳簿を作成して備え付けなければなりません。39頁5「会計帳簿・収支報告書の記載方法」を参照してください。

#### エ 寄附に関する明細書の受理

(ア) 出納責任者以外の者で候補者のため選挙運動に関する寄附を受けたものがあるときは、その寄附を受けた日から7日以内に（出納責任者の請求があるときは、直ちに）、明細書を出納責任者に提出しなければなりません。なお、この明細書には、寄附をした者の氏名・住所・職業と寄附の金額・年月日を記載することとされています。

(イ) (ア)の寄附で候補者が立候補届出前に受けたものについては、立候補届出後直ちに、出納責任者にその明細書を提出しなければなりません。

#### オ 領収書等の徴収及び送付

(ア) 出納責任者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額・年月日・目的を記載した領収書その他支出を証明する書面を徴し又はその送付を受けなければなりません。ただし、天災事変等のため交通が途絶したり、相手方が死亡したり、郵便切手や交通機関の乗車券等の購入の場合など、事実上又は社会通念上領収書等を徴することが客観的に不可能なときは、領収書等を徴収しないでもよいこととされています。

法182

法183

法183の2

法180②

法187

法187②

法185

規則22

法186

法188



(イ) 候補者、出納責任者と意思を通じてそのために支出した者は、(ア)と同様に、領収書等を徴しなければなりません、それらを徴した場合は直ちに出納責任者に送付しなければなりません。

カ 選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出

(ア) 出納責任者は、規則で定める様式にしたがって、次の期限内に、委員会に収支報告書を提出しなければなりません。

a 一般の収支報告書

次の期間の寄附その他の収入及び支出については、これをあわせて精算し、選挙の期日から15日以内(10月2日まで)

- 選挙の期日の告示の前までのもの
- 選挙の期日の告示の日から選挙の期日までのもの
- 選挙の期日経過後のもの

b 臨時の収支報告書

aの精算届出後になされた寄附その他の収入及び支出については、その寄附その他の収入及び支出がなされた日から7日以内

※ この場合は、1回に限らず、その都度提出を要します。

(イ) 収支報告書には、領収書その他支出を証すべき書面の写し(領収書を徴することができなかつたときは、「領収書等を徴し難い事情があつた支出の明細書」又は「振込明細書に係る支出目的書」)を添付しなければなりません。

(ウ) 収支報告書には、真実の記載がなされていることを誓う旨の文言を記載しなければなりません。

(エ) 委員会では、収支報告書の要旨を公表することになっています。

(オ) 収支報告書の具体的な記載方法は、39頁5「会計帳簿、収支報告書の記載方法」を参照してください。

キ 帳簿及び書類の保存

出納責任者は、会計帳簿、寄附に関する明細書、支出についての領収書その他の支出を証すべき書面を、収支報告書を提出した日から3年間保存しなければなりません。

### 3 選挙運動に関する支出金額の制限等

(1) 法定選挙運動費用

選挙運動のために使用することができる費用の最高額は、選挙の期日の告示日に、委員会が告示することになっています。

この額は、次の算式で算定されます。(百円未満端数切上げ)

(議員定数) (人数割額) (固定額)

法定制限額 = 告示日における選挙人名簿登録者数 ÷ 10人 × 1,120円 + 90万円

なお、33頁2(1)イ「支出金額の最高額の決定」のように、出納責任者が支出することのできる金額の最高額の制限があるので、注意を要します。

(2) 法定選挙運動費用から除外されるもの

支出のうち、次のものは、選挙運動に関する支出でないものとみなされますので、法定選挙運動費用の対象となりません。

ア 立候補準備のために要した支出で、候補者、出納責任者以外の者がその者と意思を通じてした支出以外のもの

イ 立候補届出後、候補者、出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

※選挙運動に関する支出は、出納責任者以外の者がする場合には、立候補準備のために

法189

規則23

法192

法191

法194

法196

令127

法197



- 支出をする場合及び電話による選挙運動のために支出をする場合を除いて、すべて出納責任者の文書による承諾が必要となります。(33頁2(2)ア「支出権限」参照)
- ウ 候補者本人が乗用するために要した自動車賃、急行料、航空賃、船賃、バス賃等の支出
- エ 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- オ 選挙運動に関して支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- カ 法律上選挙運動のために使用することが許される自動車(船舶)を使用するために要した支出
- キ 供託金

### (3) 選挙運動員、労務者に対する実費弁償・報酬の支給

選挙運動員、労務者に対する実費弁償・報酬は、自由に支給できるものではなく、次のような制限があります。なお、実費弁償は、あくまでも実費として支出がなされたものに対して弁償するものであるため、次の額はその最高額を示したものです。また、これらの者に弁償を支給する場合には、法139条の制限(26頁10「飲食物の提供の禁止」参照)に注意してください。

#### ア 選挙運動に従事する者に対する実費弁償

1人につき、次の種類及び金額の制限があります。

- (ア) 鉄道賃 鉄道旅行については、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- (イ) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- (ウ) 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額
- (エ) 宿泊料 (食事料2食分含む。) 1夜につき12,000円
- (オ) 弁当料 1食につき1,000円 1日につき3,000円  
(弁当を提供した場合は、提供した弁当の実費に相当する額を差し引いた額)
- (カ) 茶菓料 1日につき500円

#### イ 事務員、車上運動員及び手話通訳者及び要約筆記者に対する報酬

選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者、及び、専ら要約筆記のために使用する者に限る。)で使用する前にあらかじめ委員会に届け出た者に限り、支給することができます。なお、これには、総括主宰者や出納責任者等の選挙運動の枢機に参画する者はもちろん、親族、友人等の特別信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する者は含まれません。

##### (ア) 支給できる期間

立候補届出後、(エ)による届出をしたときから選挙の期日の前日まで

##### (イ) 支給できる人数

候補者1人について、1日につき7人以内に限られる。ただし、(ア)の期間を通じて35人まで異なる者を届け出て報酬を支給することができる。

##### (ウ) 支給できる額

1人1日について、

- a 選挙運動のために使用する事務員 10,000円以内
- b 車上運動員 15,000円以内
- c 手話通訳者 15,000円以内
- d 要約筆記者 15,000円以内

※ 超過勤務をしても、この額を超えて支給できません。

##### (エ) 届出

報酬を支給する場合には、候補者は、あらかじめ、その者を使用する前に文書

法197の2  
令129  
規程

で委員会に届け出なければなりません。なお、この文書を引受時刻証明の扱いで日本郵便株式会社に託したときは、そのときに届出をしたこととなります。

ウ 選挙運動のために使用する労務者に対する実費弁償

1人について、次のような制限があります。

(ア) 鉄道賃、船賃、車賃 アの(ア)(イ)(ウ)と同じ

(イ) 宿泊料(食事料を除く。) 1夜につき、10,000円

※ 運動員と異なり、弁当料・茶菓料の実費を支給することはできません。

エ 選挙運動のために使用する労務者に対する報酬

1人について、次のような制限があります。

(ア) 基本日額 1日につき、10,000円以内

※ 弁当を提供した場合は、その実費を差し引いて支給しなければなりません。

(イ) 超過勤務手当 1日につき、(ア)の額の5割以内

## 4 寄附の禁止

### (1) 特定の寄附の禁止

選挙に関する寄附及び政治活動に関する寄附について、次のような制限があります。

※ 「選挙に関する寄附」とは、選挙に際し、選挙に関する事項を動機とする寄附という意味であって、選挙運動に関する寄附という観念より広義で、選挙に関するいっさいの寄附が含まれます。

「政治活動に関する寄附」とは、政治資金規正法に定める政治団体に対してする寄附又は候補者の政治活動(選挙運動を含む。)に関してされる寄附をいいます。

ア 本町と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、何人に対しても、いっさいの選挙に関する寄附をすることができません。

法199①

(ア) 「請負」には、土木事業等の請負契約のほか物品の払下契約、物品の納入契約、特定の運送契約等も含まれます。

(イ) 「特別の利益を伴う契約」には、利益の契約全体に対する割合が通常の場合に比べて大きい場合や利益の契約全体に対する割合は通常であっても特恵的又は独占的な利益を伴う契約のような場合があります。

イ 本町が行う利子補給の対象となっている融資を受けている会社その他の法人は、何人に対しても、いっさいの選挙に関する寄附をすることができません。

法199②

(ア) この禁止されている寄附は、会社その他の法人が銀行、農協等から融資を受けている場合において、本町がその銀行、農協等に対して、その融資について利子補給をするときに、その融資を受けている会社その他の法人がする寄附です。

(イ) 「融資」には、試験研究、調査及び災害復旧に係るものは除かれます。

(ウ) 寄附の禁止される期間は、その利子補給金の交付決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。)の通知を受けた日から、その利子補給金の交付の日から起算して1年を経過した日までの間(その利子補給金の交付の決定の全部の取消しがあったときはその取消しの通知を受けた日までの間)に限られます。

ウ 次に掲げる会社その他の法人は、候補者又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対して政治活動に関する寄附をすることができません。

規正法22の3④

(ア) 本町から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人

a 補助金等には、試験研究、調査及び災害復旧その他性質上利益を伴わないものは除かれます。

b 寄附の禁止される期間は、補助金等の交付決定(利子補給金に係る契約の承

諾の決定を含む。)の通知を受けた日から、同日後1年を経過する日までの間(その補助金等の交付の決定の全部の取消しがあったときは、その取消しの通知を受けた日までの間)に限られます。

(イ)本町から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出費又は拠出を受けている会社その他の法人は、時期を問わず政治活動に関する寄附をすることができません。

エ 3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社は、政治活動に関する寄附をすることができません。

(ア)「欠損」とは、会社の確定した決算における貸借対照表に記載された欠損金をいいます。

(イ)寄附の禁止される期間は、その欠損がうめられるまでの間です。

## (2) 候補者等の寄附の禁止

ア 公職の候補者や候補者となろうとする者(公職にある者を含む。以下「候補者等」という。)は、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすることができません。ただし、次の場合は、この制限を受けません。

(ア)政党その他の政治団体(支部を含む。)に対してする場合。ただし、その候補者等の後援団体に対する寄附は、38頁(5)の一定期間禁止されます。

(イ)候補者等の親族に対してする場合

※ 親族とは、6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族をいいます。

(ウ)候補者等が専ら政治上の主義、施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会(参加者に対して饗応接待が行われるようなもの若しくはその選挙区外で行われるもの又は38頁(5)の一定期間に行われるものは除く。)に関し、必要やむを得ない実費の補償としてする場合。ただし、食事、食料の提供は禁止されます。

イ 候補者等を寄附の名義人とする選挙区内にある者に対する寄附については、何人もこれをすることができません。ただし、次の場合は、この制限を受けません。

(ア)候補者等の親族に対してする場合

(イ)候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償としてする場合(ただし、食事、食料の提供を除く。)

ウ 何人も、候補者等に対して、選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、又は要求することはできません。ただし、次の寄附を勧誘し、又は要求する場合にはこの制限を受けません。

(ア)政党その他の政治団体又はその支部に対する寄附

(イ)候補者等の親族に対してする寄附

(ウ)候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償としてする寄附(ただし、食事、食料の提供を除く。)

エ 何人も候補者等を寄附の名義人とする選挙区内にある者に対する寄附を、候補者等以外の者に対して勧誘し、又は要求することはできません。ただし、次の寄附を勧誘し、又は要求する場合はこの制限を受けません。

(ア)候補者等の親族に対してする寄附

(イ)候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償としてする寄附(ただし、食事、食料の提供を除く。)

規正法22の4

法199の2①

法199の2②

法199の2③

法199の2④

**(3) 候補者等の関係会社等の寄附の禁止**

候補者等がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、候補者等の氏名を表示し又はその者の氏名が類推されるような方法で寄附をすることができません。ただし、政党その他の政治団体（支部を含む。）に対して寄附する場合には、この限りではありません。

法199の3

**(4) 候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止**

候補者等の氏名が表示され又はその氏名が類推されているような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、今回の選挙に関し、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすることができません。ただし、政党その他の政治団体（支部を含む。）又はその候補者等に対して寄附をする場合は、この限りではありません。

法199の4

**(5) 後援団体に関する寄附等の禁止**

後援団体に関する寄附については、次の制限があります。ここでいう一定期間とは、任期満了による選挙の場合、任期満了の前日90日に当たる日から当該選挙の期日までの間、即ち令和5年7月2日から、令和5年9月17日までの間です。

※ 後援団体とは、政党その他の政治団体又はその支部で、特定の候補者の政治上の主義、施策を支持し、又はそれらの者を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるものをいいます。なお、後援団体には、慈善、文化等を主たる目的とする団体であって、すべての活動のうちでは特定候補者の支持推薦が主たる部分ではなくても、その団体の行う政治活動の中では特定の候補者の支持推薦が主たるものになっているものも含まれます。

**ア 後援団体のする寄附の禁止**

後援団体は、選挙区内にある者に対して、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすることはできません。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は候補者等に寄附をする場合及び当該後援団体がその設立目的により行う行事又は事業に関し、寄附（花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの及び当該選挙ごとの一定期間にされるものを除く。）をすることは、禁止されません。

法199の5①

※ 一定期間内は、後援団体がその設立目的により行う行事又は事業においても、通常用いられる程度の食事の提供は禁止されますので注意してください。

**イ 後援団体の集会、行事における饗応接待等の禁止**

何人も、後援団体の総会その他の集会（後援団体を結成するための集会を含む。）又は後援団体が行う見学、旅行その他の行事において、一定期間、その選挙区内にある者に対し饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）や、金銭又は記念品その他の物品を供与することができません。

法199の5②

**ウ 候補者等が後援団体に対してする寄附の禁止**

(2)にかかわらず、候補者等は、一定期間、自分の後援団体に対し、寄附をすることができません。（ただし、資金管理団体を除く。）

法199の5③

**(6) 匿名の寄附等の禁止**

何人も、政治活動に関し、自分の名義以外の名義を用いたり、匿名で寄附をすることができません。また、この寄附を受けることも禁止されます。なお、違反した場合は、その寄附にかかる金銭又は物品の所有権は、国庫に帰属することとなります。

規正法22の6①

ただし、街頭又は、一般に公開される演説会若しくは集会の会場において、政党又は政治資金団体に対してする寄附で、その金額が1,000円以下のものについては適用されません。

規正法22の6②

**(7) 特定人に対する寄附の勧誘要求等の禁止**

何人も、次に掲げる寄附を勧誘したり要求することや受けることは禁止されます。	
ア 選挙に関し、36頁(1)ア・イの者に対して寄付を勧誘し要求すること。また選挙に関し、それらの者から寄附を受けること。	法200
イ 36～37頁(1)ウ・エの会社等から政治活動に関する寄附を受けること。	規正法22の3
ウ 外国人、外国法人、その主たる構成員が外国人又は外国法人である団体その他の組織から、政治活動に関する寄附を受けること。ただし、その主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であってその発行する株式が証券取引所において5年以上継続して上場されている者からの寄付は除く。	⑤⑥ " 22の5
<b>(8) 寄附のあっせんに関する制限</b>	規正法22の7
何人も、政治活動に関する寄附のあっせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係や組織の影響力を利用して威迫する等、不当にその意思を拘束するような方法で、そのあっせんに係る行為をすることができません。	
また、政治活動に関する寄附のあっせんをする者は、いかなる方法をもってするを問わず寄附をしようとする者の意思に反してその者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、その寄附を集めることはできません。	
<b>(9) 会社等の寄附の制限</b>	規正法21
会社・労働組合等の団体（政治団体を除く。）が行う政治活動に関する寄附は、政党、政治資金団体の二者に限り認められます。	
<b>(10) 政治家の政治活動に関する寄附の制限</b>	規正法21の2
金銭等により政治家個人に対して政治活動に関する寄附を行うことは、政党が行うものを除き、原則として禁止されます。ただし、選挙運動に関するものや金銭等以外によるものは禁止の対象外ですが、この場合も会社等の団体からのものは一切禁止されます。	
<b>(11) 寄附の量的制限</b>	規正法21の3
ア 個人の寄付	・ 22
個人は、政党・政治資金団体に対しては、総枠制限（年間2,000万円以内）の範囲内で寄附することができます（個別制限なし）。また、その他の政治団体・政治家に対しては、総枠制限（年間1,000万円以内）の範囲内で1団体あるいは1個人に対し年間150万円以内（個別制限）において寄附をすることができます。なお、政治家が政党から受けた寄附について自己の資金管理団体に寄附する場合及び個人の遺贈による寄附については個別規制は適用されません。	
イ 企業、労働組合等の団体の寄付	
企業、労働組合等の団体（政治団体を除く。）は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限（資本金・構成員の数等に応じ、年間750万円以内～1億円以内）の範囲内で寄附をすることができますが（個別制限なし）、これ以外の者に対しては寄附は一切禁止されます。	
ウ 政党その他の政治団体の寄付	
個々の政治団体間（政党・政治資金団体を除く。）の寄附は、個別制限（年間5,000万円以内）の範囲内で寄附をすることができます。	

## 5 会計帳簿、収支報告書の記載方法

### (1) 会計帳簿の記載方法

会計帳簿は、収入簿と支出簿からなります。

#### ア 収入簿

(ア) 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載しなければなりません。

(イ) 規則別記第30号1収入簿の備考を参照して記載ください。

法185  
規則22

## イ 支出簿

(ア) 選挙運動に関するすべての支出を記載しなければなりません。

(イ) 規則別記第30号2支出簿の備考を参照してください。また、費目の分類は、

(2)イ(エ)にしたがって記載してください。

なお、法第197条の規定により選挙運動に関する支出とみなされないもの(34頁3(2)「法定選挙運動費用から除外されるもの」参照)については記載しなくとも差しつかえありません。

## (2) 収支報告書の記載方法

### ア 収入の部

(ア) 選挙運動に関する寄附及びその他の収入のすべてが記載の対象となります。

(イ) 「寄附」と「その他の収入」に区分して、それぞれ月日順に記載し、1件1万円を超えるものについては1件ごとに記載し、1件1万円以下のものについてはまとめて記載してください。

(ウ) 「その他の収入」としては、借入金、自己資金等が該当しますが、その収入の内容を備考欄に記載してください。

(エ) その他、収入に関する記載上の注意すべきことは、報告書用紙(収入)の備考を参照してください。

### イ 支出の部

(ア) 選挙運動に関する支出のすべてが記載の対象となります。ただし、34頁3(2)「法定選挙運動費用から除外されるもの」は含まれません。

(イ) 各項目の記載にあっては、次に留意してください。

a (エ)の項目(家屋費にあたっては、更に内訳も)ごとに大分類し、それぞれ月日順に記載すること。この場合、分類した費目ごとに小計を付すこと。なお、費目の名称の表示は、「月日」欄に記載すること。

b 「区分」欄には、「立候補準備のために支出した費用」と「選挙運動のために支出した費用」の別を記載すること。なお、立候補準備のための支出とは、たとえば、立候補届出前に行った選挙運動用ポスター、看板等の作成、選挙運動用葉書の印刷、新聞広告の原稿の作成、選挙事務所借入の内交渉等に要する支出であること。

c 「支出の目的」欄には、たとえば、「葉書何枚印刷」「看板何枚作成」等のように、目的、員数等を具体的に記載すること。

d 「支出を受けた者」欄の住所(所在地)は、番地まで明確に記載すること。

また、支出を受けた者が個人の場合は、職業を必ず記載すること。

(ウ) 支出に関する記載上の注意すべきことは、報告書用紙(支出)の備考を参照してください。

(エ) 費目の分類としては、次のように区分して記載してください。

#### a 人件費

選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者に対する報酬が含まれます。なお、運動員等に支払う実費弁償は、その内容により、交通費、食糧費等として処理してください。

#### b 家屋費

この費目の内訳として、選挙事務所費として集合会場費とがあります。

##### (a) 選挙事務所費

選挙事務所借上料、選挙事務所において使用する机、椅子等の備品借上料、事務所において使用する電話架設料等が含まれます。

(b) 集合会場費

個人演説会の会場借上料や机、椅子等の借上料が含まれます。

c 通信費

事務連絡用の電報、電話（借上料、通話料）、事務連絡のための郵便等に要する費用が含まれます。

d 交通費

選挙運動員（事務員も含む）、労務者等が選挙運動のため各地を往來するために要した費用です。なお、選挙運動用自動車を使用するために要した費用は、選挙運動費用とみなされないため、運動員等が使用した場合でも記載する必要はありません。

e 印刷費

選挙運動のために使用する選挙運動用ビラ、ポスター及び葉書等の印刷に要した費用が含まれます。

f 広告費

立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等に要した費用が含まれます。

g 文具費

紙、筆、墨、その他選挙事務所における事務のために使用したペン、インク、鉛筆、消しゴム、のり等選挙運動のために使用した消耗品等が含まれます。

h 食糧費

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用とか、法律で認められた運動員、労務者に対して提供する弁当の調整に要した費用が含まれます。

i 休泊費

休憩及び宿泊に要した費用が含まれます。

j 雑費

光熱費、水道料金などのように、上記 a から i までの費目のいずれにも該当しないものを計上することとなります。